

一 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年^{金融}厚生労働省告示第七号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第六節（略）</p> <p>第七節 間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例（<u>第百十三</u>条の二）</p> <p>第五章 信用リスクの内部格付手法</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 信用リスク・アセットの額の算出</p> <p>第一款～第八款（略）</p> <p>第九款 その他資産等（<u>第百五十四条</u>—<u>第百五十四条</u>の五）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第六章（略）</p> <p>第六章の二 CVAリスク</p> <p>第一節 算出方式（<u>第二百四十六条</u>の二）</p> <p>第二節 標準的リスク測定方式（<u>第二百四十六条</u>の三）</p> <p>第三節 簡便的リスク測定方式（<u>第二百四十六条</u>の四）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第六節（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章 信用リスクの内部格付手法</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 信用リスク・アセットの額の算出</p> <p>第一款～第八款（略）</p> <p>第九款 その他資産等（<u>第百五十四条</u>）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第六章（略）</p> <p>（新設）</p>

第六章の三 中央清算機関関連エクスポージャーの取扱い（第二百四十六条の五―第二百四十六条の八）

第七章 オペレーショナル・リスク（第二百四十七条―第二百六十四条）

附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇七 （略）

七の二 中央清算機関 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業を営む者及び商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十七項に規定する商品取引債務引受業を営む者並びに外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業又は商品取引債務引受業と同種類の業務を行う者をいう。

七の三 適格中央清算機関 労働金庫及び労働金庫連合会（以下「金庫」という。）が第二百四十六条の七第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たつて必要な情報を金庫に提供している者であつて、次に掲げる者をいう。

イ 金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関

ロ 商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関

第七章 オペレーショナル・リスク（第二百四十七条―第二百六十四条）

附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇七 （略）

（新設）

（新設）

- ハ 外国の中央清算機関のうち当該中央清算機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者
- 八 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。
- イ 株式又は次に掲げる全ての性質を有するもの
- (1) (3) (略)
- ロ 金融機関のコア資本に係る基礎項目の額（次条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額をいう。）又はTier1資本（国際統一基準のうち連結Tier1比率又は単体Tier1比率における分子たる自己資本をいう。）の額に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品
- ハ・ニ (略)
- 九 標準的手法採用金庫 信用リスク・アセットの額の計算において標準的手法を使用する金庫をいう。
- 十 十五の二 (略)
- 十六 クレジット・デリバティブ 次に掲げるものをいう。
- イ 金融商品取引法第二条第二十一項第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引
- ロ・ハ (略)
- 十七 二十一 (略)
- 二十二 上場株式 取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第

- 八 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。
- イ 株式又は次に掲げるすべての性質を有するもの
- (1) (3) (略)
- ロ 金融機関の基本的項目に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品
- ハ・ニ (略)
- 九 標準的手法採用金庫 信用リスク・アセットの額の計算において標準的手法を使用する労働金庫及び労働金庫連合会（以下「金庫」という。）をいう。
- 十 十五の二 (略)
- 十六 クレジット・デリバティブ 次に掲げるものをいう。
- イ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十一項第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引
- ロ・ハ (略)
- 十七 二十一 (略)
- 二十二 上場株式 取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第

十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)、店頭売買有価証券市場(同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。))又は外国金融商品市場(同法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。))において売買されている株式をいう。

二十三(三十三) (略)

三十四 事業法人向けエクスポージャー 法人、信託、事業者たる個人その他これらに準ずるもの(以下「事業法人」という。)に対するエクスポージャー(ソブリン向けエクスポージャー又は金融機関等向けエクスポージャーに該当するものを除く。)をいう。

三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ(二) (略)

ホ 土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けエクスポージャー

へ(七) (略)

十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)、店頭売買有価証券市場(金融商品取引法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。))又は外国金融商品市場(金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。))において売買されている株式をいう。

二十三(三十三) (略)

三十四 事業法人向けエクスポージャー 法人、信託、事業者たる個人その他これらに準ずるもの(以下「事業法人」という。)に対するエクスポージャーをいう。

三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ(二) (略)

ホ 土地開発公社(公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。)、地方住宅供給公社(地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)に規定する地方住宅供給公社をいう。以下同じ。))及び地方道路公社(地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。))向けエクスポージャー

へ(七) (略)

リ 信用保証協会等（信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー

三十六 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ 金融機関（第七号ロに掲げる者を除く。次号イ(1)において同じ。）に対するエクスポージャー

ロ (略)

ハ 国際開発銀行に対するエクスポージャー（前号トに掲げるものを除く。）

ニ〜ヘ (略)

三十六の二 大規模規制金融機関等向けエクスポージャー 事業法人等向けエクスポージャーのうち、次に掲げる者に対するエクスポージャーをいう。

イ 大規模規制金融機関（次に掲げる者をいう。ロ(2)において同じ。）

(1) 規制金融機関（金融機関、保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）若しくは少額短期保険業者（同条第十八項に規定

リ 信用保証協会等（信用保証協会（信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）に規定する信用保証協会をいう。）、

農業信用基金協会（農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）に規定する農業信用基金協会をいう。）及び漁業信用基金協会（中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）に規定する漁業信用基金協会をいう。）をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー

三十六 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ 第七号に規定する金融機関（同号ロに掲げる者を除く。）に対するエクスポージャー

ロ (略)

ハ 国際開発銀行（前号トに掲げるものを除く。）に対するエクスポージャー

ニ〜ヘ (略)

(新設)

する少額短期保険業者をいう。)若しくは第一種金融商品取引業者若しくはこれらに準ずる外国の者又は銀行持株会社、同条第十六項に規定する保険持株会社若しくは金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社若しくはこれらに準ずる外国の者をいう。以下この号、第五条第四項及び第十四条第三項において同じ。)であつてその連結貸借対照表の資産の部に計上した額が千億合衆国ドルに相当する額以上である者

(2) (1)に掲げる者の子法人等(労働金庫法施行令(昭和五十七年政令第四十六号。以下「令」という。)第五条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。)

ロ 非規制金融機関(金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含む。))であつて、次に掲げる者以外のもの(金融機関その他の金融システムに影響を及ぼすと認められる者と高い相関関係を有しないと認められる者を除く。)をいう。)

(1) 規制金融機関

(2) 大規模規制金融機関(規制金融機関を除く。)

三十六の三 トレード・エクスポージャー 派生商品取引及びレボ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポージャーをいう。

三十六の四 直接清算参加者 トレード・エクスポージャーに係る債務を、引受け、更改その他の方法により負担させる契約を中央

(新設)

(新設)

清算機関との間で直接締結する者をいう。

三十六の五 間接清算参加者 直接清算参加者を通じて中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーを有する者をいう。

三十六の六 清算基金 自ら及び他の直接清算参加者が中央清算機関に対し債務不履行又は支払不能により損失を与えた場合における当該損失を補填するために、直接清算参加者が中央清算機関に預託する金銭その他の財産をいう。

三十七～五十一 (略)

五十二 適格債権担保 次の要件の全てを満たす債権であつて、内部格付手法採用金庫に担保として供されたものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 債務者の子法人等又は関連法人等(令第五条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。)その他債務者とデフォルトの相関関係の高いものに対する債権ではないこと。

五十三～五十六 (略)

五十七 購入事業法人等向けエクスポージャー 内部格付手法採用金庫又は当該内部格付手法採用金庫の連結子法人等(金庫の子法人等であつて、連結自己資本比率(次条に規定する連結自己資本比率をいう。)の算出に当たり連結の範囲に含まれるものをいう。以下同じ。)が第三者から譲り受けた事業法人等向けエクスポージャーをいう。

(新設)

(新設)

三十七～五十一 (略)

五十二 適格債権担保 次の要件の全てを満たす債権であつて、内部格付手法採用金庫に担保として供されたものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 債務者の子法人等(銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。)又は関連法人等(銀行法施行令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。)その他債務者とデフォルトの相関関係の高いものに対する債権ではないこと。

五十三～五十六 (略)

五十七 購入事業法人等向けエクスポージャー 内部格付手法採用金庫又は当該内部格付手法採用金庫の連結子法人等(金庫の子法人等(労働金庫法施行令(昭和五十七年政令第四十六号。以下「令」という。)第五条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。)であつて連結の範囲に含まれるものをいう。以下同じ。)が第三者から譲り受けた事業法人等向けエクスポージャーを

五十八〜七十一 (略)

七十二 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャーの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与(コミットメント(スタンバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。))及び債権買取契約を含む。)であつて、かつ、次に掲げる性質を全て満たすものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組みられたものでないこと。

ニ〜ト (略)

七十三〜七十六 (略)

七十七 CVAリスク クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動によりCVA(派生商品取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。)が変動するリスクをいう。

七十八 国際統一基準 海外拠点(外国に所在する支店若しくは従たる事務所又は銀行業を営む外国の会社(総株主、総社員又は総

いう。

五十八〜七十一 (略)

七十二 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャーの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与(コミットメント(スタンバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。))及び債権買取契約を含む。)であつて、かつ、次に掲げる性質をすべて満たすものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組みられたものでないこと。

ニ〜ト (略)

七十三〜七十六 (略)

(新設)

(新設)

出資者の議決権（以下「総株主等の議決権」という。）の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下この号において同じ。）を有する金融機関又は海外拠点を有する金融機関を子会社（労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号。以下「法」という。）第三十二条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする持株会社及びその子会社の自己資本比率基準をいう。

第二章 連結自己資本比率

（連結自己資本比率の計算方法）

第二条 金庫の自己資本比率基準のうち法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に定める基準（以下この章において「連結自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋オペレーティング・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

（連結の範囲）

第三条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものと

第二章 連結自己資本比率

（算式）

第二条 金庫の自己資本比率のうち労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号。以下「法」という。）第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に定める基準（次条において「連結自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（基本的項目＋補完的項目－控除項目）

信用リスク・アセットの額の合計額＋オペレーティング・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

（連結の範囲）

第三条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものと

する。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に準じて作成することとする。ただし、金庫が法第五十八条の三第一項第一号若しくは第三号又は法第五十八条の五第一項第一号から第六号まで若しくは第八号に掲げる会社を子会社としている場合の当該子会社（第五
条第七項第一号ロにおいて「金融子会社」という。）については、
連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、労働金庫連合会が法第五十八条の五第一項第四号又は第四号の二に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（次条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

（自己資本の額）

第四条 第二条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額（外部流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）を除く。）

二 その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等（その他有価証券評価差額金（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に

する。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に準じて作成することとする。ただし、金庫が法第五十八条の三第一項第一号若しくは第三号又は法第五十八条の五第一項第一号から第六号まで若しくは第八号に掲げる会社を子会社（法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。）としている場合の当該子会社（第六条第一項において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条
第二項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、労働金庫連合会が法第五十八条の五第一項第四号又は第四号の二に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（第六条第一項において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

（基本的項目）

第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ

規定するその他有価証券評価差額金をいう。次条第十二項において同じ。）、繰延ヘッジ損益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいう。次条第十二項において同じ。）及び土地再評価差額金（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第三号に規定する土地再評価差額金をいう。次条第十二項において同じ。）を除く。）

三 コア資本に係る調整後少数株主持分の額

四 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用金庫においては第二百二十五条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十三条第一項第二号イにおいて同じ。）の額（当該額が第二条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用金庫にあつては、第二百二十六条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額（第二百二十四条に規定する期待損失額をいう。以下この章及び次章において同じ。）の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第二百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じ

手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものである。

一 のれんに相当する額（正の値である場合に限る。以下同じ。）

二 営業権（のれんを除く。以下同じ。）に相当する額

三 企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産（のれんを除く。第八条において同じ。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。第八条において同じ。）

四 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

五 内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額（第二百二十四条に定める期待損失額をいう。以下この章及び次章において同

て得た額とする。）

2| 第二条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1) 無形固定資産（のれんに係るもの限り、のれん相当差額（他の金融機関等（次条第四項に規定する他の金融機関等をいう。）であつて、連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。以下この(1)において同じ。）である保険子法人等又は持分法（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。以下この(1)及び第七条第一項において同じ。）が適用される者に係る差額（連結子会社である保険子法人等にあつては連結財務諸表規則第二十八条第五項の規定によりのれんに含めて表示される差額をいい、持分法が適用される者にあつてはこれに相当するものをいう。）をいう。第八条第二項第五号において同じ。）を含む。）の額

(2) 無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額

ロ 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額

ハ 内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額

じ。）の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

2| 前項中「その他有価証券」とは、連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するものをいう（以下この章において同じ。）。

-
- の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額
- 二 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額
 - ホ 負債の時価評価（金庫又は連結子法人等の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であつて自己資本に算入される額
 - へ 退職給付に係る資産又は前払年金費用の額
 - 二 自己保有普通出資等の額
 - 三 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額
 - 四 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額
 - 五 労働金庫連合会の対象普通出資等の額
 - 六 特定項目に係る十パーセント基準超過額
 - 七 特定項目に係る十五パーセント基準超過額
- 3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。
- 一 残余財産の分配について、金庫の会員が法に基づいて払込みを行った出資と同等の劣後の内容を有するものであること。
 - 二 残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の口数その他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。
 - 三 払戻し又は償還の期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、払戻し又は償還されるものでないこと。
 - 四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを
-

-
- 行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。
- 五 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された限度額を超えない範囲内で行われ、法に基づく場合を除きその額が出資の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、剰余金の配当の限度額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。
- 六 剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。
- 七 剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。
- 八 他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。
- 九 発行者の倒産手続（破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続をいう。以下同じ。）に関し当該発行者が債務超過（債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。以下同じ。）にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。
- 十 払込金額が適用される企業会計の基準において会員勘定として計上されるものであること。
- 十一 現に払込済みであり、かつ、取得又は払込みに必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。
-

十二 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

十三 総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づくものであること。

十四 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。

4 第一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二 残余財産の分配について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四 償還期限が定められておらず、あらかじめ定めた期間が経過した後に乗せされる一定の金利又は配当率（第十三条第四項第四号において「ステップ・アップ金利等」という。）に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的

に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官及び厚生労働大臣の確認を受けるものとなつていくこと。

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

七 剰余金の配当の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

- イ 剰余金の配当の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。
- ロ 剰余金の配当の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。
- ハ 剰余金の配当の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能であること。
- ニ 剰余金の配当の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当に関するものを除く。）がないこと。
- 八 剰余金の配当が、法令の規定に基づき算定された剰余金の配当の限度額を超えない範囲内で行われるものであること。
- 九 剰余金の配当額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。
- 十 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものではないこと。
- 十一 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。
- 十二 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。
- 第二項第一号イ又はへに掲げる額を算出する場合において、これ

らの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる。

(調整後少数株主持分の額及び調整項目の額の算出方法)

第五条 前条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等のうち金融機関又はパナソニック銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第三十五条及び第二百二十九条第二項第三号イにおいて同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等（令第五条の第二項に規定する親法人等をいう。第六十八條第二項において同じ。）である金庫の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

(補完的項目)

第五条 第二条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）を超えない額に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第二条の算式の分母（内部格付手法採用金庫にあっては、第二百二十六条第二号に掲げる額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額の合計額）の〇・六二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号ロに掲げる額については、第二百二十六条第一号に定める額の〇・三パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務並びに期限付優先出資及び期限付優先株（残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数）から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額

<p>一 当該特定連結子法人等の第二条の算式の分母の額に相当する額に四パーセントを乗じて得た額</p> <p>二 第二条の算式の分母のうち当該特定連結子法人等に関連するものの額（当該特定連結子法人等の同条の算式の分母の額に相当する額に関連するものの額をいう。）に四パーセントを乗じて得た額</p>	<p>二 次に掲げるものの合計額</p> <p>イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用金庫においては第二百二十五条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十四条において同じ。）</p> <p>ロ 内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額</p> <p>三 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの</p> <p>イ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。</p> <p>ロ 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。</p> <p>ハ 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。</p> <p>ニ 利払いの義務の延期が認められるものであること。</p> <p>四 期限付劣後債務（契約時における償還期間が五年を超えるものに限る。）</p> <p>五 期限付優先出資及び期限付優先株</p>
<p>2 前条第二項第二号に掲げる自己保有普通出資等の額は、金庫又は連結子法人等が当該金庫又は連結子法人等の普通出資等（普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）をい、処分未済持分（法第二十一条第一項ただし書の規定に基づき金庫が取得した持分をいう。第十四条第一項において同じ。）又は自己優先出資に該当するものを除く。）を保有している場合（法人等（令第五条の二第二項に規定する法人等をいう。以下同じ。）であつて、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者（以下この条において「連結範囲外の法人等」という。）に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該普通出資等（次項及び第八条第二項第五号において「自己保有普通出資等」という。）の額とする。</p>	<p>2 前項第三号から第五号までに掲げるものについて、同項第三号に掲げるものの償還又は同項第四号若しくは第五号に掲げるものの期限前償還（以下この条において「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である金庫の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことがで</p>
<p>3 前項に定める額を算出する場合において、金庫又は連結子法人等が自己保有普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有す</p>	

るときは、当該自己保有普通出資等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

4 前条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額は、金庫又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通出資に相当するもの（みなし普通出資（普通出資、非累積的永久優先出資又はこれら以外の資本調達手段のうち連結自己資本比率（国際統一基準の連結自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するもの（以下この項において「その他資本調達手段」という。）のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。次項において同じ。）を含む。）、非累積的永久優先出資に相当するもの又はその他資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率（国際統一基準の連結自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条及び第八条第二項第五号において同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機

きるもの限り、同項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行った後において当該金庫が十分な自己資本比率を維持することができるの見込まれるとき。

二 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3 第一項第三号から第五号までに掲げるものについて、あらかじめ定められた期間が経過した後一定の金利又は配当率（以下この項及び第十四条において「ステップ・アップ金利等」という。）を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である金庫が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日とその償還期日とみなす。

関等が意図的に当該金庫又は連結子法人等の普通出資又は非累積的永久優先出資を保有していると認められる場合（金庫若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（労働金庫又は連結子法人等が保有している労働金庫連合会の対象資本調達手段を除く。）の額とする。

5 | 前条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の対象普通出資等の額は、少数出資金融機関等（金庫及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。第九項において同じ。）の対象普通出資等（対象資本調達手段のうち、普通出資又は非累積的永久優先出資に相当するもの（みなし普通出資を含む。）をいう。以下この条及び第八条第二項第五号において同じ。）を金庫又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該金庫又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む、前項の場合を除く。）における当該対象普通出資等（労働金庫又は連結子法人等が保有している労働金庫連合会の対象普通出資等を除く。）の額の合計額から少数出資に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。

）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

6 前条第二項第五号に掲げる労働金庫連合会の対象普通出資等の額は、労働金庫連合会の対象普通出資等を労働金庫又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該労働金庫又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該対象普通出資等の額の合計額から連合会向け出資に係る二十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に二十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

7 前条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）の対象普通出資等（労働金庫又は連結子法人等が保有している労働金庫連合会の対象普通出資等を除く。以下この項及び次項第一号において同じ。）を金庫又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該金庫又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第四項の場合を除く。）における当該対象普通出資等の額から特定項目に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額

の合計額から同条第二項第一号から第五号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 当該金庫及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等

ロ 連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない金融子会社(イに掲げる者を除く。)

ハ 当該金庫が法第五十八条の三第一項第一号若しくは第三号又は法第五十八条の五第一項第一号から第六号まで若しくは第八号に掲げる会社(法第五十八条の三第一項第一号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの及び法第五十八条の五第一項第六号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むものを除く。以下この号において「金融業務を営む会社」という。)を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの(イ及びロに掲げる者を除く。)

ニ 当該金庫が金融業務を営む会社を関連法人等としている場合における当該関連法人等(第七条において「金融業務を営む関連法人等」という。)(イに掲げる者を除く。)

二 モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額か

ら特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

8 前条第二項第七号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等の対象普通出資等、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から前条第二項第六号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第五号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等の対象普通出資等の額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二 特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除し

た額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三 特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

9 第五項及び第六項に定める額並びに第七項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、金庫又は連結子法人等が少数出資金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象普通出資等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

10 第五項及び第六項に定める額並びに第七項第一号及び第八項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通出資等があるときは、当該対象普通出資等を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官及び厚生労働大臣が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二 引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第十四条第九項第二号において同じ。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

11| 第七項第三号及び第八項各号並びに前条第二項第一号に掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第五項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

- 一 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額 繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額
- 二 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

12| 第七項第三号及び第八項各号に掲げる額を算出する場合並びに前項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金に係るものが含まれないものとした場合の額とする。

13| 第四項から第六項までに定める額並びに第七項第一号及び第八項第一号に掲げる額を算出する場合において、その時価評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額をもって当該他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資

等又は対象資本調達手段の額とする。

第六条 削除

(控除項目)

第六条 第二条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 他の金融機関の自己資本比率の向上のため、意図的に当該他の金融機関の株式その他の資本調達手段を保有していると認められる場合（第三者に対する貸付等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む。）における、当該保有している他の金融機関の資本調達手段（預金保険法第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等の際に保有することとなった同条第一項に規定する救済金融機関及び救済銀行持株会社等の資本調達手段（救済金融機関が労働金庫である場合において、労働金庫連合会が保有することとなった当該労働金庫の資本調達手段を除く。）並びに労働金庫が保有している労働金庫連合会の資本調達手段を除く。以下この条及び第十五条において同じ。）（以下この条において「意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段」という。）の額
- 二 金庫又は連結子法人等が保有している次に掲げるものの資本調達手段（前号に該当するものを除く。）の額を合算した額
- イ 金融子会社（保険会社等を除く。）であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結の範囲に含まれないもの

ロ 当該金庫が法第五十八条の三第一項第一号若しくは第三号又は法第五十八条の五第一項第一号から第五号まで、第六号若しくは第八号に掲げる会社（法第五十八条の三第一項第一号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの及び法第五十八条の五第一項第六号に定める会社のうち従属業務を専ら営むものを除く。以下この号において「金融業務を営む会社」という。）（保険会社等を除く。）を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結の範囲に含まれないもの（イに掲げるものを除く。）

ハ 保険子法人等

ニ 当該金庫が金融業務を営む会社を関連法人等（令第五条の二第三項に規定する関連法人等をいう。）としている場合における当該関連法人等（次条において「金融業務を営む関連法人等」という。）

三 第五十四条第二項第二号、第九十九条及び第一百五十三条第二項第二号の規定により控除されることとなる額

四 内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

五 第四百四十一条第一項第二号に定める PDLGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額

<p>六 第二百二十三条(第一百一条及び第一百十条第一項において準用する場合を含む。)に掲げる額</p> <p>2 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段が当該他の金融機関にとつて次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している金庫の自己資本比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。</p>	<p>六 第二百二十三条(第一百一条及び第一百十条第一項において準用する場合を含む。)に掲げる額</p>
<p>他の金融機関の資本調達手段</p> <p>一 前条第一項第三号に掲げるもの及びこれに準ずるものの額</p>	<p>自己資本比率の算出の際の額</p> <p>前条第一項第一号から第三号までに掲げるもののうち、補完的項目に入されないものの額</p>
<p>二 前条第一項第四号及び第五号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの</p>	<p>次に掲げるものの合計額</p> <p>イ 前条第一項第四号及び第五号に掲げるものうち、補完的項目に入されないものの額</p> <p>ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回</p>

(比例連結)

第七条 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、第四条第二項、第五条第四項から第十項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している金庫及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項において同じ。）により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。

一 当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等（以下この項において「共同支配会社」という。）が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

二 共同支配会社が前号に規定する投資及び事業に関する契約に基

(比例連結)

第七条 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合には、前条第一項の規定（同項第二号二に係る部分に限る。）にかかわらず、第二条の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している金庫及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。以下この条において同じ。）により連結の範囲に含めて自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。）を適用しないものとし、当該関連法人等は連結子法人等とみなす。

一 当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この章から第四章までにおいて同じ。）（以下この項において「共同支配会社」という。）が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

二 共同支配会社が前号に規定する投資及び事業に関する契約に基

づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合（法人等の保有する他の法人等の議決権の数が当該他の法人等の総株主等の議決権又は出資の総額に占める割合をいう。以下同じ。）に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

三（略）

四 当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする金庫が当該金庫の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約その他これに類するものがないこと。

2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官及び厚生労働大臣に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第八条 第二条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用金庫にあつては第十九条第一項に定めるものを、内部格付手法採用金庫にあつては第二百二十六条に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合（法人等の保有する他の法人等の議決権の数が当該他の法人等の総株主、総社員又は総出資者の議決権又は出資の総額に占める割合をいう。以下同じ。）に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

三（略）

四 当該金庫が当該金庫の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。

2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて自己資本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官及び厚生労働大臣に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第八条 第二条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用金庫にあつては第十九条に定めるものを、内部格付手法採用金庫にあつては第二百二十六条に定めるものをいう。

2 金庫は、のれんに相当する額、営業権に相当する額、企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する

- 一 個別貸倒引当金（内部格付手法採用金庫にあつては、その他資産（第五十四条第二項に規定する資産をいう。以下同じ。）に對して計上されているものに限る。）
 - 二 債務保証見返勘定
 - 三 派生商品取引に係る資産
 - 四 有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金
 - 五 自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産又は前払年金費用のうち、第四条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分
 - 六 第四条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分
 - 七 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）のうち第五条第十二項の規定により同条第七項第三号又は第八項第三号に掲げる額の算出の対象に含まれなかつた部分
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。
- 一 中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの
 - 二 直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接

- 額、個別貸倒引当金（内部格付手法採用金庫にあつては、その他資産（第五十四条第二項に規定する資産をいう。以下同じ。）に對して計上されているものに限る。）に相当する額、債務保証見返勘定に相当する額、派生商品取引に係る資産に相当する額、その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額、有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金に相当する額及び第六条第一項に定める控除項目の額については信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。
- 3 金庫は、清算機関等（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三十一条に規定する清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に對するエクスポージャーのうち、次の各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。
- 一 清算機関等との間で成立している派生商品取引、信用取引その

清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの

三 資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第六項に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第十条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第二条の算式の分母に加えなければならない。

一・二 （略）

2 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当

他これに類する海外の取引、レポ形式の取引及び現物・直物取引より生ずるエクスポージャーのうち、日々の値洗いにより担保で保全されているもの

二 清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスポージャー

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第十条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二 （略）

2 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当

該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二条の算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

3 前二項の規定にかかわらず、金庫が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用金庫にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用金庫にあつては標準的手法を含む。第十八条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第四条第一項第四号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測

該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

3 前二項の規定にかかわらず、金庫が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用金庫にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用金庫にあつては標準的手法を含む。第十八条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレー

手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第二百四十八条に規定する基礎的手法を含む。第十八条第五項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第四条第一項第四号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第四号に掲げる額を控除した額をいう。

第三章 単体自己資本比率

(単体自己資本比率の計算方法)

第十一条 金庫の自己資本比率基準のうち法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に定める基準（以下この章において「単体自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本

に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋オペレーショナル・リス

ク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第二百四十八条に規定する基礎的手法を含む。第十八条第五項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

第三章 単体自己資本比率

(算式)

第十一条 金庫の自己資本比率基準のうち法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に定める基準（次条において「単体自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（基本的項目＋補完的項目－控除項目）

信用リスク・アセットの額の合計額＋オペレーショナル・リス

ク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

(自己資本の額)

第十三条 第十一条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額（外部流出予定額を除く。）

二 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金の額（当該額が第十一条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用金庫にあつては、第二百二十六条第二号に掲げる額とする。）に 1.25 パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第二百二十六条第一号に掲げる額に 0.6 パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

2 第十一条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

- (1) 無形固定資産（のれんに係るものに限る。）の額
- (2) 無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ラ

(基本的項目)

第十三条 第十一条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。

一 のれんに相当する額

二 営業権に相当する額

三 企業結合により計上される無形固定資産（のれんを除く。第十六条において同じ。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。第十六条において同じ。）

四 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

五 内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

2 前項中「その他有価証券」とは、財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するものをいう（以下この章において同じ。）。

- イツに係るものを除く。の額
- ロ 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額
- ハ 内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額
- ニ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額
- ホ 負債の時価評価（金庫の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であつて自己資本に算入される額
- ヘ 前払年金費用の額
- 二 自己保有普通出資等の額
- 三 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額
- 四 少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額
- 五 労働金庫連合会の対象普通出資等の額
- 六 特定項目に係る十パーセント基準超過額
- 七 特定項目に係る十五パーセント基準超過額
- 3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。
 - 一 残余財産の分配について、金庫の会員が法に基づいて払込みを行つた出資と同等の劣後の内容を有するものであること。
 - 二 残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の口数そ

- の他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。
- 三 払戻し又は償還の期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、払戻し又は償還されるものでないこと。
- 四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。
- 五 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された限度額を超えない範囲内で行われ、法に基づく場合を除きその額が出資の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、剰余金の配当の限度額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。
- 六 剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。
- 七 剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。
- 八 他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。
- 九 発行者の倒産手続に關し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。
- 十 払込金額が適用される企業会計の基準において会員勘定として

計上されるものであること。

十一 現に払込済みであり、かつ、取得又は払込みに必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

十三 総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づくものであること。

十四 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。

4 第一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二 残余財産の分配について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四 償還期限が定められておらず、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

こと。

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実にについて、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の単体自己資本比率を維持することが見込まれること。

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

七 剰余金の配当の停止について、次に掲げる要件の全てを満たす

-
- ものであること。
- イ 剰余金の配当の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。
 - ロ 剰余金の配当の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。
 - ハ 剰余金の配当の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能であること。
 - ニ 剰余金の配当の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当に関するものを除く。）がないこと。
 - ハ 剰余金の配当が、法令の規定に基づき算定された剰余金の配当の限度額を超えない範囲内で行われるものであること。
 - 九 剰余金の配当額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。
 - 十 発行者の倒産手続に關し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものではないこと。
 - 十一 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。
 - 十二 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。
-

5 第二項第一号イ又はへに掲げる額を算出する場合において、これらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる。

(調整項目の額の算出方法)

第十四条 前条第二項第二号に掲げる自己保有普通出資等の額は、金庫が当該金庫の普通出資等（普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）三項及び第四項において同じ。）をいい、処分未済持分又は自己優先出資に該当するものを除く。）を保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該普通出資等（次項及び第十六条第二項第五号において「自己保有普通出資等」という。）の額とする。

2 前項に定める額を算出する場合において、金庫が自己保有普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有普通出資等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

3 前条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額は、金庫が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事

(補完的項目)

第十四条 第十一条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）を超えない額に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十一条の算式の分母（内部格付手法採用金庫にあつては、第二十六条第二号に掲げる額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額の合計額）の〇・六二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号ロに掲げる額については、第二百二十六条第一号に定める額の〇・三パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先出資（残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数）から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パー

業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）（以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）を算出する金庫にあつては、連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通出資に相当するもの（みなし普通出資（普通出資、非累積的永久優先出資又はこれら以外の資本調達手段のうち自己資本比率（国際統一基準の自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するもの（以下この項において「その他資本調達手段」という。）のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。次項において同じ。）を含む。））、非累積的永久優先出資に相当するもの又はその他資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において自己資本比率（国際統一基準の自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条及び第十六条第二項第五号において同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該金庫の普通出資又は非累積的永久優先出資を保有していると認められる場合（金庫又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を

セントに相当する額

二 次に掲げるものの合計額

イ 一般貸倒引当金

ロ 内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャー

の期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額

三 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの

イ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

ロ 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。

ハ 業務を継続しながら当該金庫内の損失の補てんに充当されるものであること。

ニ 利払いの義務の延期が認められるものであること。

四 期限付劣後債務（契約時における償還期間が五年を超えるものに限り。）

五 期限付優先出資

2 前項第三号から第五号までに掲げるものについて、同項第三号に掲げるものの償還又は同項第四号若しくは第五号に掲げるものの期限内償還（以下この条において「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である金庫の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるもの限り、同項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものとする。

含む。)における当該他の金融機関等の対象資本調達手段(労働金庫が保有している労働金庫連合会の対象資本調達手段を除く。)の額とする。

4 前条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の対象普通出資等の額は、少数出資金融機関等(金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。第八項において同じ。)の対象普通出資等(対象資本調達手段のうち、普通出資又は非累積的永久優先出資に相当するもの(みなし普通出資を含む。)をいう。以下この条及び第十六条第二項第五号において同じ。)を金庫が保有している場合(他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該金庫が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項の場合を除く。)における当該対象普通出資等(労働金庫が保有している労働金庫連合会の対象普通出資等を除く。)の額の合計額から少数出資に係る十パーセント基準額(前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。

5 前条第二項第五号に掲げる労働金庫連合会の対象普通出資等の額は、労働金庫連合会の対象普通出資等を労働金庫が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該労働金庫が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該対象普通

一 当該償還等を行った後において当該金庫が十分な自己資本比率を維持することができると見込まれるとき。

二 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3 第一項第三号から第五号までに掲げるものについて、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である金庫が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日とその償還期日とみなす。

出資等の額の合計額から連合会向け出資に係る二十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に二十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

6 前条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等（金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等をいう。以下この条において同じ。）の対象普通出資等（労働金庫が保有している労働金庫連合会の対象普通出資等を除く。以下この項及び次項第一号において同じ。）を金庫が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該金庫が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項の場合を除く。）における当該対象普通出資等の額から特定項目に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第五号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二 モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

7 前条第二項第七号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等の対象普通出資等、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から前条第二項第六号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第五号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等の対象普通出資等の額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額
- 二 特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三 特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

8 第四項及び第五項に定める額並びに第六項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、金庫が少数出資金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象普通出資等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

9 第四項及び第五項に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通出資等があるときは、当該対象普通出資等を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官及び厚生労働大臣が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

10 第六項第三号及び第七項各号並びに前条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第五項の規定により相殺された額を除く。

以下この項において同じ。)があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)の額 繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額

二 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

11| 第六項第三号及び第七項各号に掲げる額を算出する場合並びに前項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、評価・換算差額等に計上される項目に係るものが含まれないものとした場合の額とする。

12| 第三項から第五項までに定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、その時価評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される他の金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額をもって当該他の金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段の額とする。

第十五条 削除

(控除項目)

第十五条 第十一条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 前条第一項第三号に掲げ	前条第一項第一号から第三号までに
他の金融機関の資本調達手段	自己資本比率の算出の際の額

一 意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段の額

二 第五十四条第二項第二号、第九十九条及び第一百五十三条第二項第二号の規定により控除されることとなる額

三 内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

四 第四百四十一条第一項第二号に定める PDLGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額

五 第二百二十三条（第一条及び第一百十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる額

2 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段が当該他の金融機関にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している金庫の自己資本比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。

<p>るもの及びこれに準ずるもの の</p> <p>掲げるものうち、補完的項目に算入されないものの額</p>	<p>二 前条第一項第四号及び第五号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの</p> <p>次に掲げるものの合計額</p> <p>イ 前条第一項第四号及び第五号に掲げるものうち、補完的項目に算入されないものの額</p> <p>ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額</p>
--	---

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十六条 第十一条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用金庫にあつては第十九条第一項に定めるものを、内部格付手法採用金庫にあつては第二百二十六条に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 個別貸倒引当金（内部格付手法採用金庫にあつては、その他資産に対して計上されているものに限る。）

二 債務保証見返勘定

三 派生商品取引に係る資産

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十六条 第十一条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用金庫にあつては第十九条に定めるものを、内部格付手法採用金庫にあつては第二百二十六条に定めるものをいう。

2 金庫は、のれんに相当する額、営業権に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金（内部格付手法採用金庫にあつては、その他資産に対して計上されているものに限る。）に相当する額、債務保証見返勘定に相当する額、派生商品取引に係る資産に相当する額、その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該

- 四 有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金
- 五 自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第十三条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分
- 六 第十三条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分
- 七 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）のうち第十四条第十一項の規定により同条第六項第三号又は第七項第三号に掲げる額の算出の対象に含まれなかった部分
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。
- 一 中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの
- 二 直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの

- 控除した額、有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金に相当する額及び前条第一項に定める控除項目の額については信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。
- 3 金庫は、清算機関等に対するエクスポージャーのうち、次の各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。
- 一 清算機関等との間で成立している派生商品取引、信用取引その他これに類する海外の取引、レポ形式の取引及び現物・直物取引により生ずるエクスポージャーのうち、日々の値洗いにより担保で保全されているもの
- 二 清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスポージャー

三 資金清算機関等に対するエクスポージャーのうち、資金清算機
関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本
の下限)

第十八条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に掲げる期間において
、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗
じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得
た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た
額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を
第十一条の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に掲げる期間において、オ
ペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定
める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当
該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を
乗じて得た額(次項において「オペレーショナル・リスク相当額調
整額」という。)を第十一条の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、金庫が第一項の規定に該当し、かつ
、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及
びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十一条の算式の分母

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本
の下限)

第十八条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に定める期間において
、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗
じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額
に二十五・〇を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセ
ット調整額」という。)を第十一条に定める算式の分母に加えなけ
ればならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、オ
ペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定
める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当
該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額(次項において「オペレー
ショナル・リスク相当額調整額」という。)を第十一条に定める算
式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、金庫が第一項の規定に該当し、かつ
、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及
びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十一条に定める算式

に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十三条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十三条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十三条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十四条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十四条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額の合計額から第十四条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

（標準的手法採用金庫における信用リスク・アセットの額の合計額）

第十九条 標準的手法採用金庫の信用リスク・アセットの額の合計額

とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第六節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一 次節に定めるリスク・ウェイトを資産の額（その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産については、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額とする。）又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十四条及び第二百二十二条から第二百二十八条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

二 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額

三 第六章の三に定めるところにより算出した第二百四十六条の五各号に掲げるエクスポージャー（以下「中央清算機関関連エクスポージャー」という。）に係る信用リスク・アセットの額

2 | 標準的手法採用金庫が直接清算参加者として、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る金融

（標準的手法採用金庫における信用リスク・アセットの額の合計額）

第十九条 標準的手法採用金庫の信用リスク・アセットの額の合計額

とは、第二節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十四条及び第二百二十二条から第二百二十八条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額をいう。ただし、第六節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合にはこれに従う。

商品取引法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引（以下「清算取次ぎ等」という。）を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額について、第百十三条の二の規定により算出する場合には、前項第一号の合計額の算出に当たって、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額として、同条の規定により算出された信用リスク・アセットの額を用いるものとする。

（第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー）

第三十五条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、その第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

（法人等向けエクスポージャー）

第三十六条 （略）

2 法人等向けエクスポージャーが無格付の場合、そのリスク・ウェ

（第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー）

第三十五条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）を含む。）の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

（法人等向けエクスポージャー）

第三十六条 （略）

2 法人等向けエクスポージャーが無格付の場合、そのリスク・ウェ

イトは、百パーセントとする。ただし、その法人等が設立された国の中央政府の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイトが百五十パーセントである場合には、百五十パーセントとする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第四十七条の二 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等(営利を目的とする者に限り、その他金融機関等(連結自己資本比率)第二条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条及び次条において同じ。)を算出する場合にあつては第五条第七項第一号に規定するその他金融機関等をいい、単体自己資本比率(第十一条に規定する単体自己資本比率をいう。以下この条及び次条において同じ)を算出する場合にあつては第十四条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。)を除く。)に係る出資(令第五条第五項第三号に規定する出資をいう。)(次項及び第五十四条の二において「対象出資」という。)のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第二条の算式における自己資本の額(この条及び第五十四条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。)に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十一条の算式における自己資本の額(この条及び第五十四条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする

イトは、百パーセントとする。ただし、当該法人等が設立された国の中央政府の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイトが百五十パーセントである場合には、百五十パーセントとする。

(新設)

。次項において同じ。)に十五パーセントを乗じて得た額をいう。
第百五十四条の二第一項において同じ。)を上回る部分に係るエク
スポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする
。

2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五
十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以
外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額(連
結自己資本比率を算出する場合にあつては第二条の算式における自
己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本
本比率を算出する場合にあつては第十一条の算式における自己資本
の額に六十パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十四条の二第
二項において同じ。)を上回るときは、その上回る部分に係るエク
スポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする
。

(他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)

第四十七条の三 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の
金融機関等(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第
四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出す
る場合にあつては第十四条第三項に規定する他の金融機関等(連結
自己資本比率を算出する金庫にあつては、連結の範囲に含まれる者
を除く。)をいう。次項及び第百五十四条の三において同じ。)の
対象資本調達手段(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第

(新設)

五条第四項に規定する対象資本調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第三項に規定する対象資本調達手段をいう。次項及び第百五十四条の三において同じ。)のうち、対象普通出資等(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第五項に規定する対象普通出資等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第四項に規定する対象普通出資等をいう。次項及び第百五十四条の三において同じ。)に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

2

標準的手法採用金庫が労働金庫である場合にあつては、第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち労働金庫連合会の対象普通出資等であつて第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該エクスポージャーの額の合計額のうち連合会向け出資に係る十パーセント基準額(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十四条の三第二項において同じ。)に相当する部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントと

し、それ以外の部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)

第四十七条の四 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、特定項目(第五条第八項第一号又は第十四条第七項第一号に規定する特定項目をいう。第百五十四条の四において同じ。)のうち第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第四十九条 (略)

2 標準的手法採用金庫が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の対象資産に係る与信相当額は、当該取引の想定元本額に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。この場合において、当該与信相当額に適用するリスク・ウェイトは、取引される資産のリスク・ウェイトとする。

(表略)

(注) 第一号に規定する求償権付の資産売却について、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき当該標準的手法採用金庫が損失の一部を負担することとなる場合であって、当該

(新設)

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第四十九条 (略)

2 標準的手法採用金庫が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の対象資産に係る与信相当額は、当該取引の想定元本額に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。この場合において、当該与信相当額に適用するリスク・ウェイトは、取引される資産のリスク・ウェイトとする。

(表略)

(注) 第一号に規定する求償権付の資産売却について、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき当該標準的手法採用金庫が損失の一部を負担することとなる場合であって、当該

負担することとなる最大の額が、当該売却資産の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額（以下この注において「換算額」という。）の八パーセントに相当する額を下回るときは、当該下回る額を八パーセントで除して得た額を換算額から控除して得た額を当該取引に係る信用リスク・アセットの額とする。

（与信相当額の算出）

第五十条（略）

2～4（略）

5 標準的手法採用金庫は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案してはならない。

6 前項の規定にかかわらず、標準的手法採用金庫は、信用リスク・アセットの額の算出において、与信相当額についてCVAの影響を勘案することができる。

（期待エクスポージャー方式）

第五十三条（略）

2 標準的手法採用金庫が期待エクスポージャー方式を用いる場合には、ネットテイング・セット（当該ネットテイング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下同じ。）ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する冊添付は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる冊添

負担することとなる最大の額が、当該売却資産の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額（以下この注において「換算額」という。）の四パーセントに相当する額を下回るときは、当該下回る額を四パーセントで除して得た額を換算額から控除して得た額を当該取引に係る信用リスク・アセットの額とする。

（与信相当額の算出）

第五十条（略）

2～4（略）

（新設）

（新設）

（期待エクスポージャー方式）

第五十三条（略）

2 標準的手法採用金庫が期待エクスポージャー方式を用いる場合には、ネットテイング・セット（当該ネットテイング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下この条、第五十三条の第三十一号及び第三百三十三条第七項において同じ。）ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に

円は第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネットイング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める円算出に当たって、当該満期までの間に同号の Δ で加重平均した円算出を用いるものとする。

一〇三 (略)

3 標準的手法採用金庫は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した円算出又は適切なストレステ期間を含むデータを用いて算出した円算出のうち、所要自己資本が大きくなるものを用いなければならない。

4 標準的手法採用金庫は、 α (第二項第一号に規定するもの) について、次に掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる。ただし、推計した α が一・二を下回るときは、 α は一・二とする。

一 α が、全ての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本(リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。)の額を円算出を融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていること。この場合において、円算出は次の算式により算出される値とする。ただし、ネットイング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合に

要する円算出は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる円算出は第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネットイング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める円算出に当たって、当該満期までの間に同号の Δ で加重平均した円算出を用いるものとする。

一〇三 (略)
(新設)

3 標準的手法採用金庫は、前項第一号に規定する α について、次に掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる。ただし、推計した α が一・二を下回るときは、 α は一・二とする。

一 α が、すべての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本(リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。)の額を円算出を融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていること。この場合において、円算出は次の算式により算出される値とする。ただし、ネットイング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合に

は、E P Eの算出に当たって、当該満期までの間にこの号の Δt で加重平均したE P Eを用いるものとする。

(算式略)

二 全ての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三・四 (略)

五 α が三月に一度以上の頻度で更新されていること。また、ポートフォリオの構成に大きな変動がみられた場合には、その都度、

当該変動を反映するための更新が行われていること。

5 | 標準的手法採用金庫は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント(当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条において同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する Δt の算出において、当該担保の効果を勘案した Δt を用いることにより同項第二号に規定する Δt を計測することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

合には、E P Eの算出に当たって、当該満期までの間にこの号の Δt で加重平均したE P Eを用いるものとする。

(算式略)

二 すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三・四 (略)

(新設)

4 | 標準的手法採用金庫は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント(当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。次項において同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する Δt に代えて、 Δt を用いることにより同項第二号に規定する Δt を計測する方法を使用することができる。

6]

標準的手法採用金庫は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に規定する罫添 $\Gamma\Gamma$ とする方法を使用することができる。

一 ネットテイニング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリメントに基づく担保による効果を反映しない場合の罫添 $\Gamma\Gamma$
 $\Gamma\Gamma$ に当該取引相手方に提供される全ての担保（日々の値洗いによりその額が調整されるものを除く。）の額を加えた額

二 次のイの算式により算出されたアドオンにロ又はハに掲げる額のうちいずれか大きい額を加えた額

イ $\Gamma\text{アドオン} = E[\max(\Delta \text{MM}, 0)]$

E[]は、[]内の期待値

ΔMM は、リスクのマージン期間（マージン・アグリメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマージン・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。）内における取引相手方との取引の時価の変化額。ただし、マージン・アグリメントに基づく担保による効果を勘案してはならない。

ロ マージン・アグリメントに基づき提供をし、又は提供を受けた担保（コールされたもの及び係争中のものを除く。）による効果を反映した場合のネットテイニング・セットの現時点のエクスポージャーの額

5]

標準的手法採用金庫は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に掲げる罫添 $\Gamma\Gamma$ とする方法を使用することができる。

一 閾値^{いき}（マージン・アグリメントにおいて取引相手方に対して担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対するエクスポージャーの額をいう。）に次の算式により算出されたアドオンを加えた額

（算式略）

二 マージン・アグリメントの影響がないと仮定した場合の罫添 $\Gamma\Gamma$

EPE

ハ マージン・アグリメントに基づき提供をし、又は提供を受ける担保による効果を反映した場合のネットテイニング・セットにおいて生じ得る最大のエクスポージャーの額

7

前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットテイニング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 日々の値洗いにより担保の額が調整されるネットテイニング・セット
次のイからニまでに掲げるネットテイニング・セットの区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。

イ レポ形式の取引のみから構成されるネットテイニング・セット（ロ又はハに該当するものを除く。） 五営業日

ロ 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットテイニング・セット 二十営業日

ハ 算出基準日（自己資本比率の算出を行う日をいう。以下同じ。）を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットテイニング・セット 二十営業日

ニ イからハまでに掲げるネットテイニング・セット以外のネットテイニング・セット 十営業日

二 N日ごとの値洗いにより担保の額が調整されるネットテイニング・セット F+N-1

Fは前項の規定により算出されるリスクのメーソージン期間

8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネットテイニング・セットについて、担保額調整（エ

（新設）

（新設）

クスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額
によって調整する仕組みをいう。以下同じ。)に係る係争により、
同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合は三回
以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネッ
ティング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少な
くとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9 | 標準的手法採用金庫は、ネッシング・セットを構成する取引に
おいて、取引相手方及び参照企業間に法的な関係が存在し、かつ
、個別誤方向リスク(特定の取引相手方に対する将来のエクスポ
ージャーの額が、当該取引相手方の PD と高い相関を持つて増減す
るリスクをいう。以下同じ。)が特定された場合には、当該取引を当
該ネッシング・セットから除外しなければならない。

10 | 標準的手法採用金庫は、取引相手方及び参照企業間に法的な関
係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用
リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの
特性を勘案しなければならない。

11 | 標準的手法採用金庫は、マージン・アグリーメントにより提供を
し、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該
担保の価格変動を適切に反映しなければならない。

12 | 標準的手法採用金庫は、次の各号に定める全ての条件を満たす場
合に限り、派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に
有効な相対ネッシング契約の効果を勘案することができる。

一 | 当事者の一方に取引を終了させることができる事由(取引相手

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。第七十八条第一項第一号において同じ。）が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネットイング契約下にある全ての取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができること。

二 当該相対ネットイング契約が、当該相対ネットイング契約に係る全ての法令（外国の法令を含む。）に照らして有効であることを適切に確認していること。

三 当該相対ネットイング契約の効果を勘案した与信相当額が、通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

四 当該相対ネットイング契約に関する全ての文書が適切に保存されていること。

13

直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについては、第七項第一号の定めにかかわらず、同号に掲げるネットイング・セットのリスクのマージン期間を五営業日とすることができる。

（承認の基準）

第五十三条の三 金融庁長官及び厚生労働大臣は、期待エクスポージャー方式の使用について第五十三条第一項の承認をしようとする

（新設）

（承認の基準）

第五十三条の三 金融庁長官及び厚生労働大臣は、期待エクスポージャー方式の使用について第五十三条第一項の承認をしようとする

きは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立って一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テスト(期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うこと)を少なくとも月に一回以上実施し、その実施手続を記載した書類を作成していること。

二の二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テストイング(過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポージャー計測モデルの正確性の検定を行うこと)を定期的に実施し、その実施手続、検証手続及びリスク指標の算出手続

きは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テストイング(過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポージャー計測モデルの正確性の検定を行うこと)及びバック・テスト(期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うこと)を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

(新設)

を記載した書類を作成していること。

二の三 期待エクスポージャー管理部署は、一般誤方向リスク（取引相手方のPDと一般的な市場のリスク・ファクターが正の相関を持つことによりエクスポージャーの額が増加するリスクをいう。）及び個別誤方向リスクの特定、モニタリング及び管理を行うための体制を整備していること。

三 (略)

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつて期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ (略)

ロ 第二号の二に定めるバック・テストイングに加え、金庫のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ (略)

五 (略)

六 期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計

(新設)

三 (略)

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつて期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ (略)

ロ 第二号に定めるバック・テストイングに加え、金庫のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ (略)

五 (略)

六 期待エクスポージャー計測モデルが通常のリスク管理手続に密

測するためのシステムを含む。次号において同じ。)が通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続(期待エクスポージャー計測モデルの評価の基準及び当該基準に抵触した場合の対応策を含む。)を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 (略)

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想され、かつ、ネットイング・セットに含まれる全ての取引の契約期間にわたって、期待エクスポージャーが計測されていること。

十 十二 (略)

十二の二 適切な担保管理(担保の再利用に係るものを含む。)に係る体制を整備するとともに、担保の計算及び徴求、担保に係る係争の管理並びに個別の担保額、当初証拠金及び追加証拠金の水準の正確な日次報告を行い、かつ、適切な担保管理に係る情報を理事に定期的に報告するための部門を設置していること。

十三 α を独自に推計している場合には、第五十三条第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十四 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネットイング契約の効果を勘案している場合には、第五十三条第十二項各号に掲げる要件を満たしていること。

接に組み込まれていること。

七 期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 (略)

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

十 十二 (略)

(新設)

十三 α を独自に推計している場合には、第五十三条第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

(新設)

(未決済取引)

第五十四条 (略)

2 標準的手法採用金庫は、非同時決済取引について、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であつて、反対取引の決済が行われていないときは、次に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引の約定額（当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

3 標準的手法採用金庫は、前項第一号の場合において、非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められるときは、第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトに代えて、当該非同時決済取引の全てに百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。

4 (略)

(未決済取引)

第五十四条 (略)

2 標準的手法採用金庫は、非同時決済取引について、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であつて、反対取引の決済が行われていないときは、次の各号に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該取引の約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以降は、当該取引の約定額（当該取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）を自己資本から控除する。

3 標準的手法採用金庫は、前項第一号の場合において、非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められる場合には、第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトに代えて、当該すべての非同時決済取引に百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。

4 (略)

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ (略)

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分(第三十四条又は第三十五条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十六条第一項の表を準用するものとする。次号及び第六十九条第一項第一号において同じ。)が2―2、4―3又は6―3(再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。)以上であるもの

ハ 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分(第三十四条又は第三十五条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十七条第一項の表を準用するものとする。次号及び第六十九条第一項第一号において同じ。)

イが5―3又は7―3(再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。)以上である短期の債券

五〜七 (略)

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ (略)

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分(第三十四条又は第三十五条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十六条第一項の表を準用するものとする。次号及び第六十九条第一項第一号において同じ。)が2―2又は4―3以上であるもの

ハ 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分(第三十四条又は第三十五条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十七条第一項の表を準用するものとする。次号及び第六十九条第一項第一号において同じ。)

イが5―3以上である短期の債券

五〜七 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 標準的手法採用金庫が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

- 一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等		残存期間		ボラティリティ調整率	
特定の発行体の場合（パーセント）	特定の発行体の場合（パーセント）	特定の発行体以外	特定の発行体以外	証券化エクスポート	証券化エクスポート
		クロスボー	クロスボー	パーセント	パーセント

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 標準的手法採用金庫が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整（エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

- 一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等		残存期間		ボラティリティ調整率	
特定の発行体の場合（パーセント）	特定の発行体の場合（パーセント）	特定の発行体以外	特定の発行体以外	パーセント	パーセント
		パーセント	パーセント		

信用リスク区分が 1-1、2-1、 4-1、5-1、 6-1若しくは7-1 の場合又は第 六十四条第三号に 該当する場合	一年以下	一年超五年以 下	五年超	信用リスク区分が 1-2、1-3、 2-2、4-2、 4-3、5-2、 5-3、6-2、 6-3、7-2若 しくは7-3の場 合又は第六十四 条第五号の条件を満 たす場合
	○・五	一	二	
	二	八	四	
	二	八	十六	
ジャー以 外の場 合 (パー セント)				

信用リスク区分が 1-1、2-1、 4-1若しくは5-1 の場合又は第 六十四条第三号の 条件を満たす場合	一年以下	一年超五年以 下	五年超	信用リスク区分が 1-2、1-3、 2-2、4-2、 4-3、5-2若 しくは5-3の場 合又は第六十四 条第五号の条件を満 たす場合
	○・五	一	二	
	二	八	四	
	二	八	十六	

信用リスク区分が 1―4又は2―3 の場合	全ての期間	十五	一	一
-----------------------------	-------	----	---	---

(注) 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際
決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パ
ーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう
。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方
公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

二 (略)

2 (略)

(ボラティリティ調整率の調整)
第七十五条 (略)

2 前項に定める「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整
」は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラティリテ
イ調整率が前提としている保有期間及び第一号イからニまでに掲げ
る適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める
期間（以下「最低保有期間」という。）に基づき、第二号の算式を
用いて行うものとする。ただし、当該ボラティリティ調整率が前提
としている保有期間が最低保有期間を上回る場合には、最低保有期
間によるボラティリティ調整率の調整を省略することができる。

信用リスク区分が 1―4又は2―3 の場合	すべての期間	十五	一
-----------------------------	--------	----	---

(注) 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際
決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パ
ーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう
。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方
公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

二 (略)

2 (略)

(ボラティリティ調整率の調整)
第七十五条 (略)

2 前項に定める「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整
」は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラティリテ
イ調整率が前提としている保有期間が、第一号イからハまでに掲げ
る適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める
期間（以下「最低保有期間」という。）に基づき、第二号の算式を
用いて行うものとする。ただし、当該ボラティリティ調整率が前提
としている保有期間が最低保有期間を上回る場合、最低保有期間に
よるボラティリティ調整率の調整を省略することができる。

- 一 最低保有期間は、次のイからニまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。
- イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの（二に該当するものを除く。） 五営業日
- ロ その他資本市場取引（適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。）のうち担保額調整に服しているもの（二に該当するものを除く。） 十営業日
- ハ イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引 二十営業日
- ニ 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットイング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットイング・セット 二十営業日
- 一の二 前号の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同号イからニまでに掲げるいずれかの取引について、担保額調整に係る係争により、同号の最低保有期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じたときは、次の連続する二の四半期の間は、当該取引については、最低保有期間の少なくとも二倍以上の期間を最低保有期間とみなす。

二 (略)

3 (略)

(レポ形式の取引に対する法的に有効な相對ネットイング契約の適

- 一 最低保有期間は、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれにおいて定める期間とする。
- イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの 五営業日
- ロ その他資本市場取引（適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。）のうち担保額調整に服しているもの 十営業日
- ハ イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引 二十営業日

(新設)

二 (略)

3 (略)

(レポ形式の取引に対する法的に有効な相對ネットイング契約の適

用)

第七十八条 標準的手法採用金庫は、次の各号に定める全ての条件を満たす場合に限り、レポ形式の取引について法的に有効な相對ネットイング契約の効果を勘案することができる。

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由が生じた場合に、他方の当事者は、当該相對ネットイング契約下にある全てのレポ形式の取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができること。

二 (略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)
第八十二条 (略)

254 (略)

5 | 標準的手法採用金庫は、前項の規定にかかわらず、第七十五条第二項第一号二及び第一号の二の規定により算出する最低保有期間を適用する取引については、第三項第二号に定める保有期間には当該最低保有期間を適用しなければならない。

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

用)

第七十八条 標準的手法採用金庫は、次の各号に定めるすべての条件を満たす場合に限り、レポ形式の取引について法的に有効な相對ネットイング契約の効果を勘案することができる。

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由(取引相手
が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務
その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決
定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の
命令その他これらに類する事由の発生を含む。)が生じた場合に
、他方の当事者は、当該相對ネットイング契約下にあるすべての
レポ形式の取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすること
ができること。

二 (略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)
第八十二条 (略)

254 (略)

(新設)

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

第九十七条 標準的手法採用金庫が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げる主体以外の主体であつて、適格格付機関が格付を付与しているもの（被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。）

(免責額の扱い)

第九十九条 標準的手法採用金庫が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該標準的手法採用金庫は、当該水準に相当する額について第六章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

(階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)

第一百一条 標準的手法採用金庫がエクスポージャーに係る信用リスクの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、当該標準的手法採用金庫が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留

第九十七条 標準的手法採用金庫が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げる主体以外の主体であつて、適格格付機関が4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの（被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。）

(免責額の扱い)

第九十九条 標準的手法採用金庫が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該標準的手法採用金庫は、当該水準に相当する額を自己資本から控除しなければならない。

(階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)

第一百一条 標準的手法採用金庫がエクスポージャーに係る信用リスクの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、当該標準的手法採用金庫が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留

保されたリスクの優先度が異なるときは、当該標準的手法採用金庫は、当該留保した部分について第六章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

(プロテクションを提供した場合)

第一百十条 (略)

2 前項に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与していないときは、標準的手法採用金庫は、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

第七節

間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例)

第一百十三条の二

標準的手法採用金庫が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第五十三条に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には

保されたリスクの優先度が異なるときは、当該標準的手法採用金庫は、当該留保した部分について第六章の規定を準用して取り扱わなければならない。

(プロテクションを提供した場合)

第一百十条 (略)

2 前項に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与していないときは、標準的手法採用金庫は、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを二千五百パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

(新設)

(新設)

、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{Tm/10}$$

RWA*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第五十三条第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットインゲージメントに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

(内部格付手法の適用)

第二百二十条 内部格付手法採用金庫は、全てのエクスポージャーについて、内部格付手法を適用しなければならない。ただし、内部格付手法の適用を開始した後の一定の期間について、事業単位ごと又は資産区分ごとに標準的手法を適用する旨を内部格付手法実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 (略)

(適用除外)

第二百二十二条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、内部格付手法実施計画又は先進的的内部格付手法移行計画に記載が

(内部格付手法の適用)

第二百二十条 内部格付手法採用金庫は、すべてのエクスポージャーについて内部格付手法を適用しなければならない。ただし、内部格付手法の適用を開始した後の一定の期間について、事業単位ごと又は資産区分ごとに標準的手法を適用する旨を内部格付手法実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 (略)

(適用除外)

第二百二十二条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、内部格付手法実施計画又は先進的的内部格付手法移行計画に記載が

ある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用金庫の第二百二十六条第一号及び第二号に掲げる額の合計額に占める割合が十パーセントを超える場合

二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用金庫の第二百二十六条第一号及び第二号に掲げる額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合

2 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、株式等エクスポージャーの直近一年間における平均残高が、自己資本の額に十パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限り、標準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポージャーにより構成されている場合は、自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限る。

(スロツティング・クライテリアの利用)

第二百二十三条 内部格付手法採用金庫は、第二百二十七条第四項及び第六項の規定によりスロツティング・クライテリアを利用する場合は、

ある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用金庫の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が十パーセントを超える場合

二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用金庫の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合

2 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、株式等エクスポージャーの直近一年間における平均残高が基本的項目の額と補完的項目の額の合計額の十パーセントを超えない場合に限り、標準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポージャーにより構成されている場合は、基本的項目の額と補完的項目の額の合計額の五パーセントを超えない場合に限る。

(スロツティング・クライテリアの利用)

第二百二十三条 内部格付手法採用金庫は、第二百二十七条第三項及び第五項に基づきスロツティング・クライテリアを利用する場合は、プ

、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けの区分ごとに利用しなければならない。

(期待損失額)

第二百二十四条 事業法人等向けエクスポージャー(第二百二十七条第四項及び第六項の規定によりスロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権並びに第二百二十九条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)、リテール向けエクスポージャー(第二百二十九条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)及び第四百一条第九項に定めるPDL/GD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額は、当該エクスポージャーのPD、LGD及びEADを乗じた額とする。ただし、デフォルトした場合は、第九十二条第六項に定めるEL_{Default}にEADを乗じた額とする。

2 第二百二十七条第四項において、スロッシング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権の期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。ただし、同項ただし書に従って、優に割り当てられ、かつ、五十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては零パーセント、良に割り当てられ、かつ、七十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては

プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス又は事業用不動産向け貸付けの区分ごとに利用しなければならない。

(期待損失額)

第二百二十四条 事業法人等向けエクスポージャー(第二百二十七条第三項及び第五項によりスロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権並びに第二百二十九条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)、リテール向けエクスポージャー(第二百二十九条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)及び第四百一条第九項に定めるPDL/GD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額は、当該エクスポージャーのPD、LGD及びEADを乗じた額とする。ただし、デフォルトした場合は、第九十二条第六項に定めるEL_{Default}にEADを乗じた額とする。

2 第二百二十七条第三項において、スロッシング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権の期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。ただし、同項ただし書に従って、優に割り当てられ、かつ、五十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては零パーセント、良に割り当てられ、かつ、七十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては

五パーセントのリスク・ウェイトを適用する。

(表略)

3 第二百二十七条第六項において、スロツティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。

(表略)

4 第一百十条の規定は、前三項の規定による期待損失額の算出において準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「PD及びLGDを乗じて得た額を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEADを乗ずることにより、期待損失額を算出しなければならない」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(内部格付手法採用金庫における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二百二十六条 内部格付手法採用金庫の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 内部格付手法採用金庫が内部格付手法により事業法人等向けエ

五パーセントのリスク・ウェイトを適用する。

(表略)

3 第二百二十七条第五項において、スロツティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。

(表略)

4 第一百十条の規定は、前三項の規定による期待損失額の算出において準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、「リスク・ウェイトを二千五百パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出なければならない」とあるのは「PD及びLGDを乗じて得た額を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEADを乗ずることにより、期待損失額を算出しなければならない」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(内部格付手法採用金庫における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二百二十六条 内部格付手法採用金庫の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 内部格付手法採用金庫が内部格付手法により事業法人等向けエ

クスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第四百九十九条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第四百四十一条第一項第二号に掲げる PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エク

スポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額及び第五百五十四条の二から第五百五十四条の四までの規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

二 内部格付手法採用金庫が標準的手法を適用する部分につき、第十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同条中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

三 第六章の二に定めるところにより算出した CVA リスク相当額を八パーセントで除して得た額

四 第六章の三に定めるところにより算出した第十九条第一項第三号に規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

（事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

クスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第四百九十九条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

二 内部格付手法採用金庫が標準的手法を適用する部分につき、第十九条の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

（事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第二百二十七条 (略)

2 内部格付手法採用金庫は、中堅中小企業向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前項の規定にかかわらず、同項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いることができる。

(算式略)

3 内部格付手法採用金庫は、大規模規制金融機関等向けエクスポ

ージャー(中堅中小企業向けエクスポージャー)に該当するものを含む。

()の信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前二項の規定にかかわらず、第一項第三号又は前項に定める相関係数に代えて、これらの規定に定める相関係数に一・二五を乗じて得た値を、それぞれ相関係数として用いるものとする。

4 内部格付手法採用金庫は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計について第百八十九条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、当該内部格付手法採用金庫が付与する格付(以下「内部格付」という。)を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロツティン グ・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額(EAD)を()に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、第一条第四十八号口ただし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクス

第二百二十七条 (略)

2 内部格付手法採用金庫は、中堅中小企業向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いることができる。

(算式略)

(新設)

3 内部格付手法採用金庫は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計について第百八十九条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、当該内部格付手法採用金庫が付与する格付(以下「内部格付」という。)を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロツティン グ・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額(EAD)に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、第一条第四十八号口ただし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャ

ポージャーについて五十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(表略)

5| (略)

6| 内部格付手法採用金庫は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けのPDの推計について第百八十九条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロッシング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額(EADをいう。)に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(表略)

7| 第百十条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、同条中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、第一項及び第四項において準用する場合に「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク

ーについて五十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(表略)

4| (略)

5| 内部格付手法採用金庫は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けのPDの推計について第百八十九条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロッシング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額(EAD)にリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(表略)

6| 第百十条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、第一項及び第三項において準用する場合に「リスク・ウェイトを二千五百パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセッ

・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEAD及び千二百五十パーセントを乗ずることに
より、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、信用リスク・アセットの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブのEADに千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるものとする。

8| 第一百十二条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、同条中「第一百条」とあるのは「第二百二十七条第七項において読み替えて準用する第一百条」と、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「控除することができる」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「控除し、かつ、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブのEAD

トの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEAD及び千二百五十パーセントを乗ずることに
より、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、信用リスク・アセットの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブのEADに千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるものとする。

7| 第一百十二条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、「第一百条」とあるのは「第二百二十七条第六項により読み替え後の第一百条」と、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「控除することができる」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「控除し、かつ、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプ

を限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

(事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い)

第二百二十八条 前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、PD及びLGDを適用することができる。

2～4 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第二百二十九条 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第三十四条若しくは第三

ロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

(事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い)

第二百二十八条 前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合(基礎的内部格付手法採用金庫の場合は、第九十七条各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものが提供するものに限る。)は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、PD及びLGDを適用することができる。

2～4 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第二百二十九条 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第三十四条若しくは第三

第十五条に掲げる主体又は保険会社若しくは外国保険業者（保険業法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件の全てを満たすこと。

イ バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であること。

ロ・ハ （略）

四〇九 （略）

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次条に定めるPD、第三百一条に定めるLGD、第三百二条に定めるEAD及び第三百三条に定めるマチュリティ(M)（ただし、保証又はクレジット・デリバティブのMを用いるものとし、一年を下回ることできない。）を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率(KDD)は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する自己資本率(Ko)は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数(R)及びマチュリティ調整(φ)は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

第十五条に掲げる主体又は保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）若しくは外国保険業者（同条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件の全てを満たすこと。

イ バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。）の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であること。

ロ・ハ （略）

四〇九 （略）

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次条に定めるPD、第三百一条に定めるLGD、第三百二条に定めるEAD及び第三百三条に定めるマチュリティ(M)（ただし、保証又はクレジット・デリバティブのMを用いるものとし、一年を下回ることできない。）を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率(KDD)は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する自己資本率(Ko)は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数(R)及びマチュリティ調整(φ)は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

一〇三 (略)

四 相関係数 (R) は、第二百二十七条に定めるところによる。

五 (略)

4 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーの EAD)

第二百三十二条 (略)

2〇5 (略)

6 | 内部格付手法採用金庫が直接清算参加者として間接清算参加者の
| 適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次
| ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エ
| クスポージャーの EAD を算出する場合であつて、当該 EAD の算
| 出に当たつて第五十三条に定める期待エクスポージャー方式を用い
| ていないときには、前各項の規定により算出した EAD (当該エク
| スポージャーに係るものに限る。) に次の掛け目を乗じた額を当該
| 間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD とす
| ることができる。

掛け目 = $\sqrt{Tm/10}$

Tm は、第五十三条第七項の規定を準用して算出したリスクのマ
| ジン期間。この場合において、同項第一号中「ネットインゾ
| ヲ 二十営業日」とあり、及び「ネットインゾ・セット 十営業日
| 」とあるのは、「ネットインゾ・セット 五営業日」と読み替える

一〇三 (略)

四 相関係数 (R) は、第二百二十七条第一項第三号、同条第二項又
| は第四項に規定するところによる。

五 (略)

4 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーの EAD)

第二百三十二条 (略)

2〇5 (略)

(新設)

ものとする。

(リテール向けエクスポージャーの EAD)

第四百四十条 (略)

255 (略)

6 第三百三十二条第六項の規定は、リテール向けエクスポージャーであつて、内部格付手法採用金庫が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD を算出する場合について準用する。

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第四百四十一条 (略)

258 (略)

9 第一項第二号に掲げる「PDI/GD 方式」とは、株式等エクスポージャーを事業法人等向けエクスポージャーとみなして信用リスク・アセットの額を算出する方式をいう。ただし、LGD は九十パーセント、マチュリティは五年とする。

10・11 (略)

12 前三項の規定にかかわらず、個々の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポージャーの期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額は、当該株式等エクスポージャーの額に、上場株式については二百パーセント、非上場株

(リテール向けエクスポージャーの EAD)

第四百四十条 (略)

255 (略)

(新設)

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第四百四十一条 (略)

258 (略)

9 第一項第二号に定める「PDI/GD 方式」とは、株式等エクスポージャーを事業法人等向けエクスポージャーとみなして信用リスク・アセットの額を算出する方式をいう。ただし、LGD は九十パーセント、マチュリティは五年とする。

10・11 (略)

12 前三項の規定にかかわらず、個々の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポージャーの期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額は、当該株式等エクスポージャーの額に、上場株式については二百パーセント、非上場株

式については三百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を下回らないものとし、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を上回らないものとする。

13
(略)

(購入債権における保証の取扱い)

第四百四十八条 保証人が購入債権に係る希薄化リスク及びデフォルト・リスクの双方を全部又は一部保証している場合は、保証人に対する信用リスク・アセットを被保証部分に係る信用リスク・アセットとすることができる。

2 保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスクのいずれか一方を全部又は一部保証している場合は、保証人に対するリスク・ウェイトを被保証部分に係るリスク・ウェイトとする。

式については三百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を下回らないものとし、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を上回らないものとする。ただし、当該合計額が千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額となる場合は、信用リスク・アセットの額の計上及び期待損失額相当額の控除に代えて、株式等エクスポージャーの額を控除することができる。

13
(略)

(購入債権における保証の取扱い)

第四百四十八条 保証人が購入債権に係る希薄化リスク及びデフォルト・リスクの双方を全部又は一部保証している場合は、保証人(基礎的)内部格付手法採用金庫の場合、第九十七条各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。)に対する信用リスク・アセットを被保証部分に係る信用リスク・アセットとすることができる。

2 保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスクのいずれか一方を全部又は一部保証している場合は、保証人(基礎的)内部格付手法採用金庫の場合、デフォルト・リスクについては、第九十七条各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。)に対するリスク・ウェイトを被保証部分に係るリスク・ウェイトとする。

3 6 (略)

(未決済取引)

第五百五十三条 (略)

2 内部格付手法採用金庫は、非同時決済取引に係るエクスポージャーの取扱いについて、当該非同時決済取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であつて、反対取引の決済が行われていないときは、次に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の約定額をEADとし、取引の相手方の種類に応じ、第二百二十七条又は第二百六条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引の約定額（当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

3 内部格付手法採用金庫は、前項第一号の場合において、同号の規定にかかわらず、非同時決済取引に係るエクスポージャーについて次の各号に定める取扱いを行うことができる。

一 当該非同時決済取引の相手方に内部格付が付与されていない場合において、適格格付機関が付与する格付に対応するPDを用い

3 6 (略)

(未決済取引)

第五百五十三条 (略)

2 内部格付手法採用金庫は、非同時決済取引に係るエクスポージャーの取扱いについて、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であつて、反対取引の決済が行われていないときは、次の各号に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該取引の約定額をADとし、取引の相手方の種類に応じ、第二百二十七条又は第二百六条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以降は、当該取引の約定額（当該取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）を自己資本から控除する。

3 内部格付手法採用金庫は、前項第一号の場合において、同号の規定にかかわらず、非同時決済取引に係るエクスポージャーについて次の各号に定める取扱いを行うことができる。

一 当該取引の相手方に内部格付が付与されていない場合において、適格格付機関が付与する格付に対応するPDを用いること。

ること。

二 当該非同時決済取引の約定額に第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

三 非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でない
と認められる場合において、当該非同時決済取引の全てについて、約定額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

4 先進的内部格付手法採用金庫は、前項第一号の場合において、第三百三十一条第一項又は第三百三十九条の規定にかかわらず、当該非同時決済取引に係るエクスポージャーのLGDを四十五パーセントとすることができる。

5 (略)

(その他資産等の取扱い)

第二百五十四条 (略)

2 第二十七条から前条まで及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額(EAD)をいう。)に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第二百五十四条の二 第二百二十六条から前条までの規定にかかわらず、

二 当該取引の約定額に第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

三 非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でない
と認められる場合において、当該すべての非同時決済取引について、約定額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

4 先進的内部格付手法採用金庫は、前項第一号の場合において、第三百三十一条第一項又は第三百三十九条の規定にかかわらず、当該取引に係るエクスポージャーのLGDを四十五パーセントとすることができる。

5 (略)

(その他資産等の取扱い)

第二百五十四条 (略)

2 第二十七条、第三十四条から第三十六条まで、第四百一条、第四百十二条及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額(EAD)に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(新設)

対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

- 2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）

- 第二百五十四条の三 第二百二十六条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち、対象普通出資等に該当するもの以外のものであるエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

- 2 内部格付手法採用金庫が労働金庫である場合にあつては、第二百二十六条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち労働金庫連合会の対象普通出資等であつて第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額については、当該エクスポージャーの額の合計額のうち少数出資

（新設）

に係る十パーセント基準額に相当する部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とし、それ以外の部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）

第百五十四条の四

第百二十六条から前条までの規定にかかわらず、

特定項目のうち第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（新設）

（損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出）

第百五十四条の五

損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は

評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を用いなければならない。

（新設）

(特定貸付債権の取扱い)

第百六十二条 (略)

2 内部格付手法採用金庫は、前項に掲げる格付を第百二十七条第四項及び第六項に定める区分に紐付けしなければならない。

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)

第百六十四条 (略)

2 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生にもかかわらず、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければならない。

一・二 (略)

三 債務者の特性に応じ、ストレスがかかった状況における資産価

値変動に対する債務者の耐性を適切に反映させること。

3～5 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与)

第百六十八条 (略)

2 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者に債務者格付を付与する場合は、事業体等单位で個別に付与し

(特定貸付債権の取扱い)

第百六十二条 (略)

2 内部格付手法採用金庫は、前項に掲げる格付を第百二十七条第三項及び第五項に定める区分に紐付けなければならない。

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)

第百六十四条 (略)

2 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生にもかかわらず、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

3～5 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与)

第百六十八条 (略)

2 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者に債務者格付を付与する場合は、事業体等单位で個別に付与し

なければならぬ。ただし、内部格付手法採用金庫が当該事業体等の親法人等、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付を付与する方針を定めている場合であつて、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

(内部格付手法を用いるための追加的条件)

第二百十四条 内部格付手法を用いる金庫については、内部格付手法を用いるために十分と認められる自己資本比率を維持していることを、当該手法の採用及び継続使用の条件とする。

(削る)

なければならぬ。ただし、内部格付手法採用金庫が当該事業体等の親法人等（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する親法人等という。）、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付を付与する方針を定めている場合であつて、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

(内部格付手法を用いるための自己資本比率)

第二百十四条 内部格付手法を用いる金庫については、第二条及び第十一條の算式により得られる比率が八パーセント以上であることを当該手法の採用及び継続使用の条件とする。

2 |

前項の場合においては、第五条第一項中「次の各号に掲げるもの」とあるのは「次の各号に掲げるもの及びその他有価証券（次条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。）について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の四十五パーセントに相当する額」と、「四パーセント」とあるのは「八パーセント」と、「〇・六二五パーセント」とあるのは「一・二五パーセント」と、「〇・三パーセント」とあるのは「〇・六パーセント」と、第六条第二項中「前条第一項第一号から第三号までに掲げるもの」とあるのは「前条第一項第一号から第三号までに掲げるもの及びその他有価証券（第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。）について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価

額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額」と、第八条第二項中「その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び第六条第一項に定める控除項目の額」とあるのは「第六条第一項に定める控除項目の額」と、第十条第一項中「二十五・〇」とあるのは「十二・五」と、同条第四項及び第五項中「四パーセント」とあるのは「八パーセント」と、第十四条第一項中「次の各号に掲げるもの」とあるのは「次の各号に掲げるもの及びその他有価証券（次条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。）について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額」と、「四パーセント」とあるのは「八パーセント」と、「〇・六二五パーセント」とあるのは「一・二五パーセント」と、「〇・三パーセント」とあるのは「〇・六パーセント」と、第十五条第二項中「前条第一項第一号から第三号までに掲げるもの」とあるのは「前条第一項第一号から第三号までに掲げるもの及びその他有価証券（第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。）について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額」と、第十六条第二項中「その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除し

(千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャー)

第二百二十三条 次に掲げるものは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用した額を信用リスク・アセットの額とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

一 この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャー

二 (略)

2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該項目について千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことができる。

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百二十四条 (略)

2 第四章第六節の規定は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、

「た額及び前条第一項に定める控除項目の額」とあるのは「前条第一項に定める控除項目の額」と、第十八条第一項中「二十五・〇」とあるのは「十二・五」と、同条第四項及び第五項中「四パーセント」とあるのは「八パーセント」と読み替えるものとする。

(証券化エクスポートジャーの控除項目)

第二百二十三条 次に掲げるものは控除項目とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

一 自己資本控除とされる証券化エクスポートジャー

二 (略)

2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該項目について自己資本控除とされる額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことができる。

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百二十四条 (略)

2 第四章第六節の規定は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、第

て、第八十九条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第九十七条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イ〜ハ (略)

ニ 信用リスク削減手法に係る取引の実行日より後に金庫による最劣後部分や信用補完の追加的な引受けを定めた条項

ホ (略)

三 (略)

3 (略)

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)

第二百二十五条 標準的手法採用金庫が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定

八十九条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第九十七条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イ〜ハ (略)

ニ 信用リスク削減手法に係る取引の実行日より後に金庫による最劣後部分や信用補完の追加的な引き受けを定めた条項

ホ (略)

三 (略)

3 (略)

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)

第二百二十五条 標準的手法採用金庫が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定

めるところによる。
イ オリジネーターのとき。

6-5	6-4	(略)	(略)	(略)
千二百五十		(略)	(略)	(略)

ロ イ以外のとき。

6-5	(略)	(略)	(略)	(略)
千二百五十	(略)	(略)	(略)	(略)

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

7-4	(略)	(略)	(略)	(略)
千二百五十	(略)	(略)	(略)	(略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エク

めるところによる。
イ オリジネーターのとき。

6-5	6-4	(略)	(略)	(略)
自己資本控除		(略)	(略)	(略)

ロ イ以外のとき。

6-5	(略)	(略)	(略)	(略)
自己資本控除	(略)	(略)	(略)	(略)

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

7-4	(略)	(略)	(略)	(略)
自己資本控除	(略)	(略)	(略)	(略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エク

スポージャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

一〇三 (略)

3〇7 (略)

8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCPプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトの適用に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

一〇二 (略)

9 (略)

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百二十七条 (略)

2 第四章第六節の規定は、証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第八十九条第一号中「超えていないこと。」とあるのは「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合、エクスポージャーの残存期間は、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。」と、第九十七条第二号中「適格

スポージャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

一〇三 (略)

3〇7 (略)

8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCPプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、自己資本控除に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

一〇二 (略)

9 (略)

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百二十七条 (略)

2 第四章第六節は、証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第八十九条第一号中「超えていないこと。」とあるのは「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合、エクスポージャーの残存期間は、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。」と、第九十七条第二号中「関連会社を

格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が4―3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、適格格付機関が4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百三十条 (略)

2～4 (略)

5 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーは、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(外部格付準拠方式)

第二百三十二条 内部格付手法採用金庫が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところ

含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百三十条 (略)

2～4 (略)

5 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーは、自己資本控除とする。

(外部格付準拠方式)

第二百三十二条 内部格付手法採用金庫が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところ

による。

8 — 12	(略)	(略)	(略)
千二百五十			

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

7 — 4	(略)	(略)	(略)
千二百五十			

2・3 (略)

4 第二項に掲げるものを除き、無格付の証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウエイトを適用するものとする。

(指定関数方式)

第二百三十三条 (略)

2 (略)

3 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウエイトを適用するものとする。

による。

8 — 12	(略)	(略)	(略)
自己資本控除			

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

7 — 4	(略)	(略)	(略)
自己資本控除			

2・3 (略)

4 第二項に掲げるものを除き、無格付の証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

(指定関数方式)

第二百三十三条 (略)

2 (略)

3 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

4 前項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとされた証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のデイスカウント部分（返金を要しないものに限る。）がある場合には、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額は、それらの額を減額した額とすることができる。

（内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等）
第二百四十二条（略）

2 第二百三十三条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

第六章の二 CVAリスク

第一節 算出方式

4 前項で自己資本控除とされた証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のデイスカウント部分（返金を要しないものに限る。）がある場合には、自己資本控除の額は、それらの額を減額した額とすることができる。

（内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等）
第二百四十二条（略）

2 第二百三十三条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

（新設）

（新設）

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十六条の二 金庫は、次節に定める標準的リスク測定方式を

用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

一 中央清算機関

二 金庫が適格中央清算機関の間接清算参加者である場合であつて

次に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者

イ 間接清算参加者のトレード・エクスポージャーについて、次に掲げる場合における間接清算参加者の損失の発生を防ぐため

の方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていること。

(1) 直接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合

(2) 他の間接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合

ロ 間接清算参加者がその適格中央清算機関に対するトレード・

エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を委託している直接清算参加者が債務不履行又は支払不能により適格中央清算機関の清算参加者としての資格を失った場合においても、間接清算参加者が追加的な負担をすることなく他の直接清算参加者又は適格中央清算機関と当該トレード・エクスポージャーに関する契約を継続又は承継するための枠組みが存在していること。

三 資金清算機関等

(新設)

2| 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金庫のいずれにも該当しない金庫にあつては、第三節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

一 内部格付手法採用金庫

二 先進的計測手法採用金庫

三 期待エクスポージャー方式の使用について第五十三条第一項（第百三十二条第五項又は第百四十条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けた金庫

3| 前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる金庫のいずれにも該当しない金庫が、直近の算出基準日において次節に定める標準的リスク測定方式を用いてCVAリスク相当額を算出している場合には、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨をあらかじめ金融庁長官に届け出たときを除き、これを継続して用いなければならない。

第二節 標準的リスク測定方式

（標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額）

第二百四十六条の三 標準的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額（△）とする。

【算式①を挿入】

（新設）

（新設）

h は、保有期間（ただし、 h の値は1とする。）

w は、取引相手方*i*に係る掛目

M は、第百三十三条第一項に規定する実効マチュリテイであつて取引相手方*i*に係る派生商品取引に係るものとする。この場合において、同項中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする。」とあるのは、「一年に満たない場合は一年とする。」と読み替えるものとする。

EAD_{total} は、取引相手方*i*に係るネットインゲ・セットの与信相当額の割引現在価値

M_{t}^{disc} は、CVARリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方*i*に係る取引のマチュリテイ

B は、CVARリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方*i*に係る取引の想定元本額の割引現在価値

w_{ind} は、CVARリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップに係る掛目

M_{ind} は、CVARリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップのマチュリテイ

B_{ind} は、CVARリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップの想定元本額の割引現在価値

2 | 前項の w は、適格格付機関により付与された取引相手方*i*に係る格付に対応する信用リスク区分（第二十七条第一項に掲げる主体以外の主体についても、同項第一号の表を準用するものとする。）に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	ウェイト _{W_{int}} (パーセント)
1	〇・七
2	〇・八
3	一・〇
4	二・〇
5	三・〇
6	十・〇

3 第一項の W_{int} は、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップを構成する単一の債務者に係るクレジット・デリバティブのクレジット・スプレッドの加重平均に対応する信用リスク区分に応じ、前項の表の左欄に定めるものとする。

4 第一項の EAD_{net} は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方₁に係るネットテイング・セットごとに算出した額とする。

一 カレント・エクスポージャー方式を用いる場合 第四章第六節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値

二 標準方式を用いる場合 第五十二条に規定する与信相当額の割引現在価値

三 期待エクスポージャー方式を用いる場合 第五十三条第二項に規定する与信相当額

5 第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

$$\text{(割引現在価値)} = \text{(想定元本額又は与信相当額)} \times (1 - EXP(-0.0$$

$$\frac{5 \times M_s)}{(0.05 \times M_s)}$$

M_s は、対応する M_s 、 M_{inlet}^{ref} 又は M_{ind}

6 第一項の規定によりCVAリスク相当額を算出する場合には、次に掲げる取引であつてCVAリスクのヘッジを目的とするもの限り、CVAリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。

一 単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップ
二 単一の債務者を参照するコンティンジェント・クレジット・デフォルト・スワップ

三 前二号に掲げるものと同等であると認められるヘッジ手段に係る取引

四 インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ

7 第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項のEAD

⁹⁰ (直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るものに限る。)を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定める額に次の掛け目を乗じた額を、当該ネットティング・セットのEAD^{total} \times $\sqrt{\frac{AD_{total}}{AD_{total}}}$ 。

掛け目 $=\sqrt{(Tm/10)}$

Tmは、第五十三条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットティング・セット二十営業日」とあり、及び「ネットティング・セット 十営業日」とあるのは、「ネットティング・セット 五営業日」と読み替える

ものとする。

第三節 簡便的リスク測定方式

(簡便的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百四十六条の四 簡便的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引の信用リスク・アセットの額に十二パーセントを乗じて得た額とする。

(新設)

第六章の三 中央清算機関関連エクスポージャーの取扱い

(新設)

(中央清算機関関連エクスポージャーの信用リスク・アセット)

(新設)

第二百四十六条の五 第四章及び第五章の規定にかかわらず、次の各号に掲げるエクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。

- 一 中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー
- 二 中央清算機関に係る清算基金
- 三 金庫が間接清算参加者である場合の直接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーであつて、第二百四十六条の二第一項第二号に掲げる要件の全てを満たすもの(次条において「直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー」という。)

(新設)

(中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット) 第二百四十六条の六 第四章の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「金庫」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該トレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。また、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について前項の規定に基づき第四章の規定を準用する場合において、第五十三条第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と、第七十五条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットイング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットイング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットイング・セット」と読み替えるものとする。

- 一 適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー
- 二 直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー

3| 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エク
スపోージャー（金庫が間接清算参加者である場合において、直接清
算参加者及び他の間接清算参加者が共に債務不履行又は支払不能と
なった場合に、金庫への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清
算機関又は直接清算参加者が講じていない場合に限る。）の信用リ
スク・アセットの額を算出する場合、当該直接清算参加者向けトレ
ード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとす
る。

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百四十六条の七 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク

・アセットの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出
する。

- 一 リスク・センシティブ手法
- 二 簡便的手法

2| 前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号
に掲げる算式により算出した所要自己資本額 (K_{own}) に十二・五を
乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

- 一 所要自己資本額 (K_{own}) は次の算式を用いて算出する。

【算式②を挿入】

K_{own} は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額（第
八号及び第九号において同じ。）

N は、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数（第八号

（新設）

及び第九号において同じ。)

DF は、当該適格中央清算機関に金庫が拠出した清算基金の額

DF_{corp} は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであつて、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）に先立ち負担するものの額

EBRM_i は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者 i に対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

IM_i は、直接清算参加者 i が拠出した当初証拠金（第九号において同じ。）

DF_i は、直接清算参加者 i が拠出した清算基金

A_{net,i} は、直接清算参加者 i に対する EBRM_i の額（第八号及び第九号において同じ。）

A_{net,1} は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち最大の額（第八号及び第九号において同じ。）

A_{net,2} は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち二番目に大きい額（第八号及び第九号において同じ。）

⊃ A_{net,i} は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額の合計額（第八号及び第九号において同じ。）

- 二 前号におけるエクスポージャーの額は、第七十九条及び第八十条の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とする。
- 三 前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額の計算については、第五十一条のネット・エクスポージャー方式を用いる。
- 四 前号の場合において、第五十一条第三項第二号のネットのアドオンについては、次の算式を用いる。
- 【算式③を挿入】
- 五 第三号の場合において、第五十一条第三項第一号に規定するグロスのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第五十二条第一項第二号イ及びロに規定するリスク・ポジションの額とする。
- 六 第二号の場合において、第七十五条第二項第一号ニ（第八十二条第五項において適用する場合を含む。）の定めにかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットティング・セットに係る最低保有期間を二十営業日とすることを要しない。
- 七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分ごとに算出することを要する。この場合において、 DF_{corp} が当該区分ごとに分別管理されていない場合は、当該区分ごとの DF_{corp} は $\frac{A_{net,i}}{A_{net,i}}$ の割合に応じた額とする。
- 八 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の

合計額 (DF_{cm}) が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 (K_{cm}) を算出することを要する。

【算式④を挿入】

DF^* は、当該適格中央清算機関に対する金庫の未抛出の清算基金の額

DF^*_i は、直接清算参加者 i の未抛出の清算基金の額

九 前号において、各直接清算参加者の未抛出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 (K_{cm}) を計算することを要する。

【算式⑤を挿入】

IM は、当該適格中央清算機関に金庫が抛出した当初証拠金の額

3 第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

【算式⑥を挿入】

TE は、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの額

DF は、当該適格中央清算機関に金庫が抛出した清算基金の額

(適格中央清算機関以外の中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第二百四十六条の外 適格中央清算機関以外の中央清算機関に係る清

(新設)

算基金の信用リスク・アセットの額は、当該中央清算機関に拠出した清算基金の額に千二百五十パーセントを乗じた額とする。

(承認申請書の提出)

第二百五十七条 (略)

2 (略)

3 前項第四号に掲げる先進的計測手法実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 先進的計測手法を用いない業務区分又は法人単位(オペレーショナル・リスク相当額を算出する範囲に含まれる金庫及び連結の範囲に含まれる法人等をいう。以下この章において同じ。)

(承認の基準)

第二百五十九条 金融庁長官及び厚生労働大臣は、第二百五十六条第

一項の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準(第三項第十号を除く。)に適合し、かつ、同号及び第五項に掲げる内容に適合する見込みがあるかどうかを審査しなければならない。

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一〜四 (略)

(承認申請書の提出)

第二百五十七条 (略)

2 (略)

3 前項第四号に掲げる先進的計測手法実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 先進的計測手法を用いない業務区分又は法人単位(オペレーショナル・リスク相当額を算出する範囲に含まれる金庫及び連結の範囲に含まれる法人等(第七条第一項第一号に規定する「法人等」をいう。))をいう。以下この章において同じ。)

(承認の基準)

第二百五十九条 金融庁長官及び厚生労働大臣は、第二百五十六条第

一項の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準(第三項第十号を除く。)に適合し、かつ、第三項第十号及び第五項に掲げる内容に適合する見込みがあるかどうかを審査しなければならない。

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一〜四 (略)

五 内部損失データの収集について、次に掲げる基準が満たされていること。

イ (略)

ロ 内部損失データには、金庫の全ての業務における一定の閾値以上のオペレーショナル・リスク損失のデータが全て含まれていること。

ハ〜ホ (略)

ヘ 信用リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、信用リスク・アセットの額の算出において反映されていること。また、当該損失のうち重要なものは、オペレーショナル・リスク・データベース(オペレーショナル・リスク損失に関する情報の集合物であって、特定のオペレーショナル・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に構成したものを用いること)において全て特定されていること。

六〜九 (略)

十 先進的計測手法を用いるために十分と認められる自己資本比率を維持していること。

4・5 (略)

附則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始

五 内部損失データの収集について、次に掲げる基準が満たされていること。

イ (略)

ロ 内部損失データには、金庫のすべての業務における一定の閾値以上のオペレーショナル・リスク損失のデータがすべて含まれていること。

ハ〜ホ (略)

ヘ 信用リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、信用リスク・アセットの額の算出において反映されていること。また、当該損失のうち重要なものは、オペレーショナル・リスク・データベース(オペレーショナル・リスク損失に関する情報の集合物であって、特定のオペレーショナル・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に構成したものを用いること)においてすべて特定されていること。

六〜九 (略)

十 第二条及び第十一条の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。この場合においては、第二百十四条第二項の規定を準用する。

4・5 (略)

附則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始

に伴う所要自己資本の下限の特則)

第七条 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法採用金庫になる金庫並びに平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採用金庫になる金庫であつて先進的内部格付手法の使用の開始の直前まで改正前の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧告示」という。）により自己資本比率を計算している金庫及び平成二十年三月三十一日に先進的計測手法採用金庫になる金庫は、新告示第十条及び第十八条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えない。ただし、当該基礎的内部格付手法採用金庫になる金庫又は先進的内部格付手法採用金庫になる金庫のうち、平成二十年三月三十一日の後に先進的内部格付手法採用金庫又は先進的計測手法採用金庫になる金庫に関し、先進的内部格付手法又は先進的計測手法の使用の開始の日以降については、これに代えて、新告示第十条及び第十八条の規定の適用を受けるものとする。

(表略)

2 前項本文に規定する金庫以外の金庫及び同項ただし書に規定する金庫は、新告示第十条及び第十八条に代えて、次の表の上欄に掲げ

に伴う所要自己資本の下限の特則)

第七条 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法採用金庫になる金庫並びに平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採用金庫になる金庫であつて先進的内部格付手法の使用の開始の直前まで改正前の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧告示」という。）により自己資本比率を計算している金庫及び平成二十年三月三十一日に先進的計測手法採用金庫になる金庫は、新告示第十条及び第十八条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を四パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えない。ただし、当該基礎的内部格付手法採用金庫になる金庫又は先進的内部格付手法採用金庫になる金庫のうち、平成二十年三月三十一日の後に先進的内部格付手法採用金庫又は先進的計測手法採用金庫になる金庫に関し、先進的内部格付手法又は先進的計測手法の使用の開始の日以降については、これに代えて、新告示第十条及び第十八条の規定の適用を受けるものとする。

(表略)

2 前項本文に規定する金庫以外の金庫及び同項ただし書に規定する金庫は、新告示第十条及び第十八条に代えて、次の表の上欄に掲げ

る期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えることができる。

(表略)

3・4 (略)

(株式会社等エクスポージャーに関する経過措置)

第十一条 内部格付手法採用金庫は、新告示第四百四十一条及び第四百十二条の規定にかかわらず、当該金庫が平成十六年六月二十八日以後九月三十日までの期間から当該内部格付手法採用金庫が選択する日(以下「基準日」という。)において保有するエクスポージャー(基準日に取得する約定を行ったエクスポージャーを含む。)のうち、基準日において次の各号のいずれかに該当するものについては、当該エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日まで、当該エクスポージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

一 新告示第一条第八号イに掲げる性質を満たすエクスポージャーである場合(労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件(平成二十

る期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を四パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えることができる。

(表略)

3・4 (略)

(株式会社等エクスポージャーに関する経過措置)

第十一条 内部格付手法採用金庫は、新告示第四百四十一条及び第四百十二条の規定にかかわらず、当該金庫が平成十六年六月二十八日以後九月三十日までの期間から当該内部格付手法採用金庫が選択する日(以下「基準日」という。)において保有するエクスポージャー(基準日に取得する約定を行ったエクスポージャーを含む。)のうち、基準日において次の各号のいずれかに該当するものについては、当該エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日まで、当該エクスポージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

一 新告示第一条第八号イに掲げる性質を満たすエクスポージャーである場合(新告示第六条第一項又は第十五条第一項に該当する場合を除く。)

五年金融庁・厚生労働省告示第 号) 第一条の規定による改

正前の新告示第六条第一項又は第十五条第一項に該当する場合を除く。)

二 信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものに対する持分であつて、当該信託に属する全ての財産又は当該法人の保有する全ての資産が前号の条件を満たすものであり、かつ、当該金庫が当該資産のうち継続して保有されるものの銘柄及び額を特定することができる場合。ただし、当該保有資産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数(市場において一般的に用いられている上場株式の株価に関する指数をいう。)に沿って運用される場合には、特定することができるものとして扱うことができる。

2
5
4 (略)

二 信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものに対する持分であつて、当該信託に属するすべての財産又は当該法人の保有するすべての資産が前号の条件を満たすものであり、かつ、当該金庫が当該資産のうち継続して保有されるものの銘柄及び額を特定することができる場合。ただし、当該保有資産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数(市場において一般的に用いられている上場株式の株価に関する指数をいう。)に沿って運用される場合には、特定することができるものとして扱うことができる。

2
5
4 (略)

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。

(資本調達手段に係る経過措置)

第二条 この告示による改正前の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧告示」という。）第二条又は第十一条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当する資本調達手段であつてこの告示による改正後の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新告示」という。）第四条第三項又は第十三条第三項の普通出資及び新告示第四条第四項又は第十三条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもの（この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に発行されたもの）に限り、次条に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第六条第二項及び第十一条において「適格旧資本調達手段」という。）の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（新告示第五十三条第七項第一号ハに規定する算出基準日をいう。次条において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧告示第五条第一項第四号若しくは第十四条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は旧告示第五条第一項第五号若しくは第十四条第一項第五号に掲げる期限付優先出資に該当するものの額が適用日における新告示第四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先出資に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものに該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を

控除して得た額とする。)をいう。)に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	百パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	九十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十パーセント
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成三十一年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	三十パーセント
平成三十四年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成三十五年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	十パーセント

2 前項の規定にかかわらず、適格旧資本調達手段にステップ・アップ金利等（旧告示第五条第三項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項において同じ。）を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約により適用日後にステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧資本調達手段の額は、新告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

（公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置）

第三条 旧告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当するものであって新告示第四条第三項又は第十三条第三項の普通出資及び新告示第四条第四項又は第十三条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないものうち、公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、その全額を新告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

（土地再評価差額金に係る経過措置）

第四条 旧告示第五条第一項第一号又は第十四条第一項第一号に掲げる土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第二条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

2 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新告示第五条第十二項、第十四条第十一項、第十九条第一項第一号及び第百五十四条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

<p>第五条第十二項</p>	<p>、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金</p>	<p>及び繰延ヘッジ損益</p>
<p>第十四条第十一項</p>	<p>評価・換算差額等に計上される項目</p>	<p>評価・換算差額等に計上される項目（財務諸表等規則第六十七条第一項第三号に規定する土地再評価差額金を除く。）</p>

<p>第十九条第一項第一号及び第百五十四条の五</p>	<p>時価による評価替え又は再評価</p>	<p>時価による評価替え</p>
-----------------------------	-----------------------	------------------

(その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置)

第五条 新告示第四条第一項第二号のその他の包括利益累計額のうち退職給付に係るものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

<p>適用日から起算して一年を経過する日までの期間</p>	<p>零パーセント</p>
<p>平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間</p>	<p>二十パーセント</p>
<p>平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間</p>	<p>四十パーセント</p>
<p>平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間</p>	<p>六十パーセント</p>
<p>平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間</p>	<p>八十パーセント</p>

(少数株主持分等に係る経過措置)

第六条 新告示第五条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新告示第四条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新告示第二条の算式

におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	百パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント

2 新告示第一条第五十七号に規定する連結子法人等のうち新告示第五条第一項に規定する特定連結子法人等以外のものの少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している旧告示第五条第一項第三号又は第五号に掲げるもの及び適格旧資本調達手段に係るものを除く。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第二条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

（調整項目に係る経過措置）

第七条 新告示第四条第二項各号及び第十三条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第五条の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入することができる。

2 新告示第四条第二項各号及び第十三条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目又は控除項目に該当する部分の額については、新告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入するものとし

、旧告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

(自己保有普通出資等に係る経過措置)

第八条 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新告示第五条第二項及び第十四条第一項の規定の適用については、新告示第五条第二項中「(普通出資(同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。))又は非累積的永久優先出資(同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。))」とあるのは「(普通出資(同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。))又は適格旧資本調達手段(労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成二十五年金融庁・厚生労働省告示第 号)附則第二条第一項に規定する適格旧資本調達手段をいう。第四項並びに第十四条第一項及び第三項において同じ。))」と、新告示第十四条第一項中「(普通出資(同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。))又は非累積的永久優先出資(同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。))」とあるのは「普通出資(同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。))、非累積的永久優先出資(同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。))又は適格旧資本調達手段」とする。

(意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置)

第九条 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新告示第五条第四項及び第十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「普通出資又は非累積的永久優先出資」とあるのは、「普通出資、非累積的永久優先出資又は適格旧資本調達手段」とする。

(特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置)

第十条 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新告示第五条第八項第一号及び第十四条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第五号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第五号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

(他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に相当するもの以外のもの等に係るエクスポージャーに係る経過措置)

第十一条 適用日から起算して十五年を経過する日までの間における新告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十六号ホに規定する銀行

持株会社又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについての新告示第四十七条の三及び第百五十四条の三の規定の適用については、これらの規定中「二百五十」とあるのは、「百」とする。

（適用日前における金融庁長官及び厚生労働大臣の承認に係る経過措置）

第十二条 新告示第五条第十項又は第十四条第九項に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の承認については、適用日前においても行うことができる。この場合において、その承認の効力は、適用日から生ずるものとする。

【算式①】

$$\text{所要自己資本額 (K)} = 2.33 \times 10^{15} \times \left(\sum 0.5 \times w_i \times (M_i \times EAD_i^{\text{total}} - M_i^{\text{redeem}} \times B_i) - \sum w_{\text{ind}} \times M_{\text{ind}} \times B_{\text{ind}} \right)^2 + \sum 0.75 \times w_i^2 \times (M_i \times EAD_i^{\text{total}} - M_i^{\text{redeem}} \times B_i)^2 \quad 0$$

【算式②】

$$K_{\text{CM}} = \left[1 + \frac{A_{\text{Ver},1} + A_{\text{Ver},2}}{\sum_i A_{\text{Ver},i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right] \cdot \frac{DF}{DF_{\text{CM}}} \cdot K_{\text{CM}}^*$$

$$K_{\text{CM}}^* = \begin{cases} 100\% \cdot 1.2 \cdot (K_{\text{CCP}} - DF^*) + 100\% \cdot DF_{\text{CM}}^* & \text{if } DF^* < K_{\text{CCP}} \quad (\text{i}) \\ 100\% \cdot (K_{\text{CCP}} - DF_{\text{CCP}}) + c_1 \cdot (DF^* - K_{\text{CCP}}) & \text{if } DF_{\text{CCP}} < K_{\text{CCP}} \leq DF^* \quad (\text{ii}) \\ c_1 \cdot DF_{\text{CM}}^* & \text{if } K_{\text{CCP}} \leq DF_{\text{CCP}} \quad (\text{iii}) \end{cases}$$

$$K_{\text{CCP}} = \sum_i \max (EBRM_i - IM_i - DF_i, 0) \cdot 20\% \cdot 8\%$$

$$DF_{\text{CM}} = \sum DF_i$$

$$DF_{\text{CM}}^* = DF_{\text{CM}} - 2 \cdot DF_{\text{CM}} / N$$

$$DF^* = DF_{\text{CCP}} + DF_{\text{CM}}^*$$

$$c_1 = \text{Max} \left\{ \frac{1.6\%}{(DF^* / K_{\text{CCP}})^{0.3} \cdot 0.16\%} \right\}$$

【算式③】

$$\text{ネットのアドオン} = 0.15 \times \text{グロスのアドオン} + 0.85 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

【算式④】

$$K_{CM} = \left[1 + \frac{A_{NM,1} + A_{NM,2}}{\sum_i A_{NM,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right] \cdot \frac{DF^*}{\sum_i DF_i^*} \cdot K_{CM}^*$$

【算式⑤】

$$K_{CM} = \left[1 + \frac{A_{NM,1} + A_{NM,2}}{\sum_i A_{NM,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right] \cdot \frac{IM}{\sum_i IM_i} \cdot K_{CM}^*$$

【算式⑥】

$$\text{Min} \left\{ (2\% \cdot TE + 1250\% \cdot DF), 20\% \cdot TE \right\}$$